

自己点検・評価報告書

2017 年 8 月 25 日

専修大学法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	3
第1分野	運営と自己改革	3
1-1	法曹像の周知	3
1-2	特徴の追求	6
1-3	自己改革	9
1-4	法科大学院の自主性・独立性	18
1-5	情報公開	20
1-6	学生への約束の履行	22
第2分野	入学者選抜	24
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	24
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	29
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	33
第3分野	教育体制	36
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	36
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	39
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	41
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	43
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	45
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	46
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	49
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	51
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1） 〈FD活動〉	51
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 〈学生評価〉	59
第5分野	カリキュラム	63
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	63
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	67
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	70
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	72
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	76
第6分野	授業	79
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	79
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	81
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	86
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	88
6-4	国際性の涵養	91
第7分野	学習環境及び人的支援体制	92

7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	92
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	94
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	96
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	98
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	101
7-6	教育・学習支援体制	104
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	106
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	112
第8分野	成績評価・修了認定	115
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	115
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	120
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	123
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	
	（総合評価及び適格認定）	125
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	125
別紙		131
学生・修了者・合格者数等の推移		131
別紙2	6-1-2 授業（2）1（1）授業実施，（2）到達目標との関係	133

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 大学（院）名 | 専修大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 佐野 裕志 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | 03-3265-6891 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 梶村 寛道 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（自己点検・評価委員長） |
| 役割 | 自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 03-3265-6891 |
| ② 氏名 | 小崎 剛 |
| 所属・職名 | 法科大学院事務部長 |
| 役割 | 事務責任者 |
| 連絡先 | 03-3265-6891 |
| ③ 氏名 | 清水 俊佑 |
| 所属・職名 | 法科大学院事務課掛長 |
| 役割 | 事務担当者 |
| 連絡先 | 03-3265-6891
law2@acc.senshu-u.ac.jp
〒101-8425
東京都千代田区神田神保町3-8 |

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2017年6月7日、「2017年度認証評価（本評価）自己評価書分担（案）」に基づき、同分担案の執筆担当者が調査を実施し、2017年7月20日までに評価書を作成した。その後、自己点検委員長が、全体の評価書原案を取り纏め、2017年8月2日の教授会に提出し、教授会で審議し決定した。

なお、2016年度自己評価書は、日弁連法務財団の評価基準に基づき、原則として、基準に関わる委員会の委員長が、2016年12月頃から、調査を開始し、2017年4月頃に、各担当箇所の評価書を作成した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条）、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している（設置認可申請時の理由）。

すなわち、専修大学（以下、「本学」という）は、明治憲法制定前の1880年（明治13年）9月、教育による社会への「報恩奉仕」を建学の精神として、日本初の私立専門学校として法学教育を始め、いち早く近代法の考え方を我が国に根付かせようとし、五大法律学校の一つとして、その後も重要な役割を担ってきた。この建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」は、その後、現代的に「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」と捉え直され、本学の21世紀ビジョンに位置付けられた。その上で、さらにそれを具現化するため、2004年4月、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく法科大学院を開設した。

ところで、本法科大学院は、養成しようとする法曹像を上記のように明確化するとともに、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であり、法曹は議論による問題解決者だからである。このことから、「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

ところで、「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語の意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すな

わち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

（２）法曹像の周知

ア 教員・事務職員への周知

専修大学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、専任教員については、教授会、教務委員会、入試広報委員会、自己点検評価委員会、FD委員会等委員会において、教育理念・養成すべき法曹像を元にした協議、兼担・兼任教員については、就任の際、院長からの教育理念、養成すべき法曹像についての説明、及び、専任教員との協議、事務職員は、教授会、各種委員会における記録、報告書の作成等により、その内容を理解する機会がある。

イ 学生への周知

専修大学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、セメスターごとのガイダンスにおいても、教務委員長が、履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及し、学生も理解している。

ウ 社会への周知

本法科大学院への受験希望者を含め社会全体に対しては、まず「入学ガイド」において本学学長と法科大学院長の挨拶によって本法科大学院が養成しようとする法曹像を広く公表している。さらに、学内外の法科大学院進学説明会において本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを教職員が丁寧に説明している。そして専修大学の Web サイトにおいて、本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを詳しく説明している。このように社会、とりわけ多くの受験生に本法科大学院の養成しようとする法曹像が十分に理解されていることは、入試の際に提出される「志望理由書の記載」やスカラシップ入試の際の面接試験等の回答により明らかであるといえる。

なお、入学後も、学生は本法科大学院の教育理念を踏まえ、勉学に励んでおり、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴えた学生は存しない。

（３）特に力を入れている取り組み

議論による問題解決能力の修得させる教育理念を、教員及び学生に対し、周知徹底させている。

（４）その他

2017 年 3 月，教授会において，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを協議のうえ作成した。その際，養成すべき法曹像及び教育理念の内容につき，教員間で認識の齟齬がないことを確認した。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像は明確であり，本学の建学の精神や 21 世紀ビジョンに由来するものとしても，社会における法曹の役割から見ても適切である。また，教育理念は，教育内容，教育方法等につき，指針として十分機能し，またそれを実施している。

この法曹像や教育理念は，専任教員，兼担・兼任教員，職員，学生，入学予定者及び社会に対して，様々な機会や方法を利用し周知させる方策を講じている。

なお，本年 4 月に本学全体で「3つのポリシー」を策定したことにあわせ，本法科大学院でも「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定めた。その際，あらためて養成しようとする法曹像・教育理念の内容を教授会において確認し¹，専任教員全員の認識を共通のものとした。

ところで，2 年次以降において，具体的事例へ適用，あるいは，実務への応用の際，議論の前提となる共通言語（基礎理論）の修得が不十分な者が存した場合，その者に対する方策が必要となる。これについては，個々の教員が，学生の基礎理論修得が不十分な事項につき説明を補充している。法学未修者については，1 年間の履修だけで，前提となる基礎理論を修得させることは，かならずしも容易でないため，授業時間外においてもフォローアップのための様々な方策を講じている。

3 自己評定

A

〔理由〕建学の精神に根ざした法曹像は明確であり，その周知においても，非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

¹ 〔資料1〕平成28年度第13回教授会第1議題，2017年度第1回教授会報告事項第1

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 当法科大学院の特徴

1－1で述べたとおり、当法科大学院は、教育理念として、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。また、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。このことから、当法科大学院は、以下の事項を、当法科大学院の特徴として掲げ実施している。

ア 少人数教育

教育理念である「議論による問題解決能力の修得」を目的として、法学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育するとともに、双方向・多方向授業及び課題に対する講評・添削を十分に実施するため、演習科目の各クラス編成をほぼ20人以下とした。

イ 研究者教員及び実務家教員の適切な配置

基本的な理論・知識及び基本的な理論・知識の応用力（具体的事例への適用、実務への応用）を修得させるため、研究者教員及び実務家教員のバランスを図り、その年齢構成及び専門領域が多岐に亘るように構成した。

ウ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があること、及び、エクスターンシップの受け入れ先も十分にあることから、クリニック、エクスターンシップ等法律実務基礎科目を確実に実施できる体制を整えた。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生自らの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

エ 多様な展開・先端科目の配置

2・3年次において、多様な専門分野（民事、刑事、企業法務、知的財産法務、渉外法務、コミュニティサービス等）に対応した展開・先端科目を配置し、学生自らの問題意識に合わせて、選択できるようにした。

オ クラス担任制

クラス担任制を採用し、担任教員が、前期及び後期の各1回、学生との個人面談を実施し、個々の学生からの学習上の質問等に対し助言を与えている。また、教授会において、各教員から、個人面談の内容が報告され、全教員で問題認識を共通にし、かつ、制度の改善を要すると判断される事項について、対処策を検討し、それを実施している。

カ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び情報検索のた

めのコンピュータ、個々の学生へ貸与しているキャレル（自習机）等、物的設備を十分に整えた。また、各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

（２）特徴を追求・徹底するための取り組み

個々の学生の教育を強化するために、民事実務演習、刑事実務演習、民事法文書作成及び刑事法文書作成等の法律実務基礎科目、民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）等においては、起案を課題とし、添削の上、質疑応答を実施している。

さらに、前期・後期の試験においては、全ての授業科目（兼任・兼担教員の担当する科目も含め）について、講評を書面で配布するとともに、講評講義の実施、あるいは、希望者に対する個別指導を実施している。

（３）取り組みの効果の検証

個々の学生への教育の効果があるか否か等について、担任教員が、クラス員全員と、前期・後期各１回面談し、学生から、その相談に応じ、その結果は書面に纏められ、教授会で報告され、必要があれば、その対応を協議し実施している。

また、毎年６月から８月に、自己点検評価委員会の構成員である外部委員２名から、評価及び意見を伺い、議論し検討している。

（４）特に力を入れている取り組み

入学直後から授業にスムーズに入っていくことができるように、法律基本科目の全てについて導入授業を実施しており、また入学後についてもアカデミックアドバイザーによる個別指導やフォローアップ等の制度を設け実施している。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

教育理念に則った授業実施が可能となる体制、学生からの学習面の要請を満たすための人的・物的に十分な環境を双方整えた点など、特徴を追求する取り組みは適切になされている。

しかし、司法試験合格率が、最近５年間、全て、全国平均の２分の１以下に達していない。これに対しては、全ての授業科目において到達目標に達する授業を実施するとともに、より厳格な成績評価を実施するよう務めてきている。

また、2015 年度より、在学生支援プログラムを立ち上げている。このプログラムが、学生において適切に利用されているのか、かつ、それにより、成績向上に繋がった効果を上げているのかについて、利用した学生のデータに基づき検証を繰り返しているが、より制度の運用効果を高めるよう、努めていきたい。

３ 自己評定

A

〔理由〕 特徴の明確性，取り組みの適切性が，いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特にないが，クラス担任制による学習面の相談に加え，今後はさらに，在学生支援プログラムの一環として，別途，学生との面談を実施しており，今後もより緻密な学習指導をする方策を講じたい。

1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項は全て評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院においては、自己改革を目的として、教授会の下に「自己点検・評価委員会」を設置している。その他、自己改革を目的として設置し、恒常的に取り組んでいる組織として、教務委員会、入試広報委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）がある。

以下、その組織と根拠規程について詳述する。

ア 教授会（根拠 専修大学法科大学院教授会規程）

構成員は、(1)法科大学院専任教員、(2)実務家専任教員（常勤）、及び(3)実務家専任教員（みなし）である（同規程第2条）。

目的は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、審議し意見を述べる（同規程第6条1項）、及び、教育研究に関する事項について、学長及び院長の求めに応じ、意見を述べることである（同条第2項）。

イ 自己点検・評価委員会（根拠 専修大学法科大学院自己点検・評価規程）

構成員は、以下のとおりである（同規程第4条）。

- (1) 専門職大学院担当理事
- (2) 公法系科目群を代表する者 1名
- (3) 民法・民事訴訟法科目群を代表する者 1名
- (4) 商法科目群を代表する者 1名

- (5) 刑事系科目群を代表する者 1名
- (6) 実務基礎科目群を代表する者 1名
- (7) 基礎法学・隣接科目群を代表する者 1名
- (8) 展開・先端科目群を代表する者 1名
- (9) 本学の教職員以外の学識経験者 2名
- (10) 法科大学院事務部長
- (11) 法科大学院事務課長

目的（職務）は、(1) 点検・評価項目の設定及び変更並びに方法、(2) 点検・評価の実施、(3) 点検・評価報告書の作成、(4) 点検・評価結果の5年毎の公表、及び、(5) 認証評価機関が行う第三者評価への対応である（同規程第3条）

ウ 教務委員会

構成員は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、基礎法学科目・隣接科目、展開・先端科目の各代表する専任教授・准教授である。構成員規程はないが、2016年度は、7人の構成員であった。

目的（職務）は、教務に関わる事項の検討である。毎年、前期には導入授業の実施科目・方法等について、後期には次年度の学事歴、開講科目、展開数の検討を行っている。その他学生の教育に関する事項について検討事項が生じた場合には適宜検討を行っている。

エ 入試広報委員会

構成員は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目各代表する専任教授・准教授である。構成員規程はないが、2016年度は、7人の構成員であった。

目的（職務）は、入試・広報に関わる事項の検討である。毎年4月には、当該年度実施の各期入試の出題委員、採点委員、出題ミス等防止に関する委員の選出、学内外における説明会等の広報活動の担当者を検討し、全入試日程終了後には当該年度入試結果を検証し、次年度入試の概要を検討している。

オ ファカルティ・ディベロップメント委員会（根拠 専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程）

構成員は、法科大学院の専任教員並びに実務家専任教員（常勤）及び実務家専任教員（みなし）のうちから3名以上の委員である（同規程第4条1項）。

目的（職務）は、以下のとおりである（同規程第3条）

- (1) FDの企画及び実施に関すること。
- (2) FDに関する情報を収集すること。
- (3) FDに関する情報を法科大学院の教員等に提供すること。
- (4) FDに関する講演会、研修会等を企画及び実施すること。

(5) その他FDに関すること。

(2) 組織・体制の活動状況

各組織の活動状況は、以下のとおりである。

ア 教授会

(ア) 実施回数等 年間13回（月1回程度）開催。

(イ) 活動内容

各委員会提案の改革案について、全専任教員により、検討及び決定を行っている。

イ 自己点検・評価委員会

(ア) 実施回数等 年3回程度開催。

(イ) 活動内容

自己点検評価に関する項目の設定、変更及びその方法を定め評価を実施し、第三者機関による認証評価への対応を行う。自己点検・評価報告書は、毎年4月～7月に、学長に提出し、かつ、Webサイト上に公表する。さらに、外部委員2名（研究者・実務家各1名）に対し、忌憚のない意見を表明していただくよう依頼し、毎年6～8月頃に、意見書が提出されている。同意見書については、自己改革のための貴重な意見として尊重し、検討している。

(ウ) 自己改革の取組み

学生に占める法学未修者の割合が増加していることに伴い、より段階的な履修が求められることから、2016年4月、教育内容、方法等の改善に関する「自己点検シート」の内容を改定した。さらに、2017年4月、専任教員ばかりでなく、兼任・兼任教員にも、その提出を求めることとした。

ウ 教務委員会

(ア) 実施回数等 年6回程度開催。

(イ) 活動内容

教務に関わる事項の検討である。毎年、前期には導入授業の実施科目・方法等について、後期には次年度の学事暦、開講科目、展開数の検討を行っている。その他学生の教育に関する事項について検討事項が生じた場合には適宜検討を行っている。

(ウ) 自己改革の取組み

a 2012年4月

本学修了生の若手弁護士が学習方法や勉学上の疑問点、法曹の仕事内容などの相談に応じるアカデミックアドバイザー制度を設立した。

b 2013年5月

法学既修者に対する教育方針の見直しを図るために、法学既修者ワーキンググループを発足した。

c 2013年11月

進級、修了要件のGPAを2.0から1.5に変更した。

d 2014年6月

定期試験における出題趣旨の配布を全科目で提出することを義務付けた。

e 2014年11月

法学未修者の教育を充実させること、社会人学生の受講時間の裁量を広げる目的により、2015年度より夜間開講を実施することを決定した。

f 2014年12月

法学未修者教育充実のため、2015年度より、1年次の必修科目として人権の基礎理論Ⅰ・Ⅱ（各2単位）、刑法の基礎（総論）・（各論）（各1単位）の4科目、2年次法学未修者の必修科目民法特論（2単位）1科目を新設・改変した（5－5 履修（2）〈履修登録の上限〉の1（2）参照）。

g 2015年1月

共通到達度確認試験試行試験への参加を決定した。

h 2015年5月

定期試験の講評の方法について、学生の学習効果を高めるため、従来実施していたコピー答案の配布から、定期試験終了後に履修者全体に対しての講評又は採点済み答案を提示しての個別指導のいずれかを実施することとした。

i 2015年6月

法学未修者教育充実のため、実務家講師による法学未修者支援プログラムを開始した。翌年度には、法学既修者を含む1、2年次生全員に支援対象を拡大し、在学生支援プログラムとして実施した。

エ 入試広報委員会

（ア）実施回数等

年2回程度

ただし、入試又は広報に係わる事項があればその都度開催している。

（イ）活動内容

入試・広報に関わる事項の検討である。毎年4月には、当該年度実施の各期入試の出題委員、採点委員、出題ミス等防止に関する委員の選出、学内外における説明会等の広報活動の担当者を検討し、全入試日程終了後には当該年度入試結果を検証し、次年度入試の概要を検討している。

（ウ）自己改革の取り組み

a 2013年3月

経済的事情により法曹になることをあきらめざるを得ない学生を支援するため、スカラシップ入試を新設した。

b 2015年4月

飛び入学入試の出願資格を一部引き下げる変更をした。

c 2015年5月

少人数教育をより徹底するため、入学定員を55名から28名に変更し

た。

オ ファカルティ・ディベロップメント委員会

(ア) 実施回数・活動内容

年2回程度（前期，後期各1回）開催。

FDに関する情報収集，企画，実施を行っている。

(イ) 自己改革の取組み

a 2015年9月

就職支援を目的として，法科大学院修了者を対象とした求人票を作成し，法科大学院生に特化した情報提供を行うこととした。また，修了者への継続的な教育プログラムを提供することを目的として，本学法曹会と本法科大学院との間で協定を締結した。

b 2017年2月

授業改善アンケートは，従来，全授業のアンケート集計，担当科目のアンケート集計及び自由記載内容を配布することとし，学生に対するフィードバックを行ってこなかった。各科目について，全教員がアンケート集計及び自由記載内容を閲覧できるように変更した。そして，担当教員より学生に対して，ポータルサイトを通じてフィードバックを行うこととした。

教員相互による授業参観については，従来，被参観者の授業方法等を参考にすることにより参観者の授業改善を目的としていた。被参観者の授業改善も目的とし参観者の報告書を被参観者に配布することとした。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握，検討，具体的取り組み状況

(ア) 教育体制（カリキュラム，授業，教員体制等）の改善

中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば，法律基本科目について退職する教員がいる場合には，退職教員の担当科目の法科大学院専任教員がいない状態とならないよう計画的に人事を行い，場合によっては，1年先取りの人事を行い，退職する教員とともに1年間教育にあたることにより，段階的に引継ぎを行うことによって，教育の継続性が維持できるようにしている。

2016年度定年退職教員（憲法）の後任については，先取り人事を行い2016年度に新専任教員を採用し，2017年度定年退職教員（行政法）についても同様に先取り人事を実行した。

(イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

2013年度，2015年度において，競争倍率が2.0倍を下回った。これについては，2016年度入試より，定員を55人から28人とし，また，奨学生制度を充実させる等の対処策を講じた。

・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013年度	95	73	1.30
2014年度	88	44	2.00
2015年度	79	56	1.41
2016年度	79	38	2.08
2017年度	124	52	2.38

(ウ) 定員充足率の確保

2015年度において、定員充足率が50%を下回った。これについては、2016年度入試より、定員を55人から28人とし、また、奨学生制度を充実させる等の対処策を講じた。

・過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	55人	29人	52.7%
2014年度	55人	19人	34.5%
2015年度	55人	21人	38.2%
2016年度	28人	21人	75.0%
2017年度	28人	28人	100.0%
平 均	44.2人	23.6人	53.4%

(エ) 公開された情報に対する評価や改善提案への対応・法曹に対する社会の要請の変化

法科大学院設置の当初とは大きく異なり、近年、司法試験合格率の向上が強く求められている。これについては、教授会、各委員会ばかりでなく、他に、教授会構成員による教員懇談会により、対策を検討している。教員懇談会は、2012年7月11日を第1回として、2016年12月14日まで9回開催した。新たに設置すべき科目の検討等教務に関する事項の他、アカデミックアドバイザーの設置、法学未修者の授業改善のためのワーキンググループの設置及び同グループによる提言、在学生・修了生支援グループの設置及び、同グループによる在学生・修了生支援プログラムの実施等が、教員懇談会による成果である。

(オ) 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

a 司法試験合格率

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率	全国平均の司法試験合格率（予備試験を除く）
2013年度	99人	55人	9人	9.09%	26.77%	25.77%
2014年度	131人	68人	7人	5.34%	22.58%	21.19%
2015年度	117人	70人	13人	11.11%	23.08%	21.57%
2016年度	91人	56人	9人	9.89%	22.95%	20.68%
2017年度	72人	36人				

b 修了生の進路（司法試験合格者以外）

（a）調査方法

【在学中】

- ・「法科大学院修了生進路報告書」の提出（修了発表時）

【修了後】

- ・司法試験結果等把握のためのアンケート（年2回実施）
- ・修了生支援の個別面接
- ・教員による情報提供
- ・ジュリナビへの登録

c 調査結果

本法科大学院出身者で司法修習を終了した者は、法律事務所で就業する者が大多数であるが、任期付き公務員となる者、企業法務部に所属する者など100%の就職を果たしている。これは本法科大学院出身者が社会の多様なニーズに対応する能力を兼ね備えていること、教員のネットワーク等を活用した就職支援等の成果である。

また、所期の目的を達成することができず、法曹となれなかった者についても、19.8%（全修了生数489名中司法試験合格者総数151名 現時点までの不合格者の累計338名中進路先が把握できている者が67名）の進路先を把握している。法科大学院修了者は修士課程修了者と同一に扱われることから、公務員試験を受験して市役所の職員となった者、裁判所事務官になった者がいる。また、法的知識を利用して、他の士業として活躍する者や、民間企業に就職するなどしている。

d 2016年度修了者の進路状況は下記に示した進路状況調査のとおりである。

【2016年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

2016年3月31日現在

2016年度法務研究科法務専攻修了者		12人	備 考
内 訳	司法試験受験準備	11人	
	宗 教 活 動	1 人	
	未 確 認	0 人	

(4) 特に力を入れている取り組み

在学生への学習支援を一昨年度から本格的に始め、現在の未修3年次生には、その効果が少しずつ見え始めているため、本年度の夏期休暇期間を利用し、希望者に対しての学習支援も始めている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

競争倍率や定員充足率等については、ここ数年の改革が努力を結び、所定の結果をあげてきている。しかしながら、発足当時とは大きく異なり、司法試験の合格率が大きな問題となっているため、そのための対策にも大きな努力を重ねてきている。厳格な成績評価や進級制度も効果を上げ始め、所定の成績に達しない限り、進級も修了もできないため、本法科大学院の修了もかなり厳しくなっている。しかしながら、それ以前の修了生が相当数司法試験を受験しているため、全体としての合格率がなかなか向上しないままに推移してきている。このところ取り組んできている様々な対策が目に見えるような形になるまでは、まだ一定の時間が必要となるのではないかと考えている。

教務委員会、入試広報委員会等につき、その構成及び目的に関する規程がない。実際の運用に際しての準則を踏まえて、その規程を整備し、かつ、規程に基づく議事録を作成することにしたい。

3 自己評定

B

〔理由〕自己改革を目的として組織・体制の整備・機能の点でいずれも良好ではあるが、委員会等の設置根拠や運用実態の把握、司法試験の合格率については改善の余地がある。

4 改善計画

委員会規程がないものについては、委員会において草案を作成し、教授会で、決定することとしたい。授業改善アンケートについては、当初の目的を達成した感があり、アンケート項目及びその実施時期等を検討し、より改善に資するものとする。

在学学生・修了生支援プログラムについては、その効果を検証し、司法試験合格率を高める実効性のある制度としたい。

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院には所属する専任教員によって構成される教授会が設置されており(学則第14条)、その審議事項について専修大学法科大学院教授会規程第6条は、以下のとおり規定する。

「教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 法科大学院の授業科目その他授業に関する事項
- (2) 学生の入学、進級、修了及び学位授与等に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (5) 奨学生の選考に関する事項
- (6) 法科大学院に関わる教員の人事にかかる教育研究業績等の審査に関する事項
- (7) 在外研究員及び国内研究員に関する事項
- (8) 院長の選出に関する事項
- (9) 専修大学専門職大学院学則その他法科大学院に関する規程等によって教授会の議を経るべき事項
- (10) 自己点検・評価に関する事項
- (11) 第三者評価に関する事項
- (12) 教授会規程並びに制定及び改廃に関し教授会の議を経ることとされている規程等の制定及び改廃に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長及び院長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 各種委員の選出に関する事項
- (2) ファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- (3) その他教授会において必要と認められた事項」

(2) 理事会等との関係

上記(1)記載の教授会の権限は、第1項については、「学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。」、第2項については、「前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長及び院長の求めに応じ、意見を

述べることができる。」とし、学長が決定権限を有することとしているが、教授会が述べた意見どおりに決定されている。

また、教員人事や奨学生の採用などは、法人の理事会が決定権限を有し、その提案は学長がなすが²、学長は教授会の意見どおり提案し、理事会も提案どおり決定している。

(3) 他学部との関係

他学部との関係で、教授会の意向が実現できなかったことはない。

なお、連絡調整機関として「運営委員会」が設置されており（学則第 13 条）、学長、法科大学院長、法科大学院副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長、学長室長、法科大学院事務部長が構成員であり（議長は学長）、法科大学院の運営に関し審議し諮問している（専修大学法科大学院運営委員会規程）。法学部や法学研究科との意見交換も、この委員会において行われている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

本学の全学的な意思決定は学部長会で行われているが、法科大学院長は構成員とはなっていない。また法科大学院以外の研究科は全て学部に基づき、学部長会で必要な審議がなされ、それぞれの教授会経由で必要な情報が研究科委員会に提供される。さらに各学部長は法人の理事も兼ねているため、理事会に出席し、審議に参加しているが、法科大学院長は理事でないため理事会に出席することもない。

法科大学院の自主性・独立性は問題がなく保障されているが、逆に大学全体の意思決定や法人の意思決定に関与することがないため、全学的な問題に関与できないという問題が生じ、現在に至っている。

2 点検・評価

教員の採用・選考の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等につき、教授会が実質的に決定することができ、また、それが制度的に保障されている。

3 自己評価

合

[理由] 法科大学院の教育活動に関する重要事項は、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

4 改善計画

特になし。

² [A5] 専修大学法科大学院教授会規程 6 条 6 号、専修大学法科大学院奨学生規程 3 条

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報及びその方法は以下のとおりである。

本法科大学院において公開している教育活動等に関する情報は以下のとおりである。

ア 養成しようとする法曹像

イ 入学者選抜に関する事項（入学者受入方針，入学者選抜試験の概要，法科大学院全国統一適性試験の基準点，出願者数，合格者数等）

ウ 教育内容等に関する事項（授業科目，授業の方法・内容，年間の授業の計画等）

エ 教員に関する事項（教員組織，教員の数，各教員が有する学位及び業績等）

オ 成績評価・修了者の進路等に関する事項（成績評価・修了認定の基準，修了者数，修了者の進路等）

カ 学生の学習環境に関する事項（施設や設備環境，在籍者数，収容定員，学費，奨学生制度等）

キ 自己改革の取り組み等

(2) 公開の方法

アからキまでは，本法科大学院の Web サイト及び「入学ガイド」において公開している。

イの内容のうち，入学者選抜の実施方法等に係る詳細については「学生募集要項」，実施結果については Web サイトにおいて順次公開している。「入学ガイド」及び「学生募集要項」は，いずれも Web サイトで閲覧・ダウンロードが可能となっており，毎年度内容を更新している。また学内外での各種入学説明会及び本学キャンパスで配付しているほか，電話又は Web サイトから請求することができ，送料を含め無料で配付している。

ア，ウ，オ及びカについては，在学生に対して「法科大学院要項」で公開している。

エの内容のうち，各教員の学位や業績については，全学的なデータベースとして取りまとめられている。

カの内容のうち，学費・奨学生制度の詳細については「入学ガイド」及び「学生募集要項」でも公開している。

キについては，毎年度，自己点検・評価委員会で作成する「自己点検・評価報告書」について外部委員 2 名の意見を受け，教授会で決定したものを学長に提出し，Web サイトで公開している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報に対する学内外からの質問や提案等については、法科大学院事務課が窓口となり、必要に応じて院長や教務委員会委員長・入試広報委員会委員長等と協議のうえ、適切に対応してきている。法科大学院事務課の所掌事項を超えるような事項については関連組織と連携して対応している。問い合わせ用電話番号とメールアドレスも Web サイトにおいて公開している。

この他、受験生からの問い合わせ等については、学内外の入試説明会において個別対応が行われている。

(4) 特に力を入れている取り組み

Web サイトのアクセス数を確認し、アクセス数の多いページについては、内容を充実させるようにしている。

(5) その他

全学的に Web サイトのリニューアルが行われ、2017 年 7 月より公開している。

2 点検・評価

多彩な情報を Web サイトや「入学ガイド」等で公開しており、特に入学者選抜に関する事項については、実施進行中の各段階において、可能な限り速やかに必要な情報を公開している。

また適宜見直しを行ってきており、公開情報に対する質問や意見については丁寧な対応を行っている。

3 判定

A

[理由] 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関する重要なものとしては、入学年度のカリキュラムに即した授業科目開講があり、「入学ガイド」で示している。授業科目の内容としては「法科大学院要項」において示した担当教員、毎回の授業内容の達成がある。法科大学院棟で行われる授業科目の他、クリニック、エクスターンシップという臨床科目の実施も含まれている。またオフィスアワーやクラス担任制の実施や授業アンケートへの対応も、学生との約束事項である。

また学習環境に関する重要なものとしては、「入学ガイド」で示した自習室などの設備や図書館法科大学院分館の提供等がある。

経済的支援に関する重要なものとしては、各種奨学生制度がある。

(2) 約束の履行状況

上記に記載した事項の全てについて、適切に履行している。

(3) 履行に問題のある事項についての手当て

現時点では履行に問題のある事項はないが、仮に、教育活動等の重要事項について問題が生じた場合には、教務委員会や教授会で速やかに適切に対応していく。

(4) 特に力を入れている取り組み

クラス担任制については、1クラスにつき、2名の教員を担任として、前期、後期各1回、全学生に対する面接を実施し、その結果を教授会に報告している。

(5) その他

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにつき、学習支援内容を中心に申請を行った「法学未修者の基礎的学力養成のための授業支援プログラムの開発と実施」が「優れた取組」に選定された。

2 点検・評価

学生に約束した教育活動等の重要事項については、全て適切に履行されている。授業評価アンケートやクラス担任による面談等を通じ、学生からの意見や問題点を常に把握できるようにしているとともに、必要な改善が速やかになされてきている。

また学習支援に関し、学生の要望があるならば、できるだけ対応ができる体制を整えている。

3 自己評価

合

〔理由〕 問題となる事項はない。

4 改善計画

特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、「入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）」を以下のとおり明確に規定し、「学生募集要項³」、「入学ガイド⁴」及びWebサイト等に掲載し、受験希望者に公開している。

入学者選抜に際しては、『公平性・開放性・多様性の原則』を遵守したうえで、社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めている。

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者（2年コース、募集人員18名）と法学未修者（3年コース、募集人員10名）の2コースについて募集を行っている⁵。志願者は自己の希望によって、いずれかのコースに出願することも、双方に出願することもできる。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、前述の「入学者選抜の基本方針」を踏まえて、法科大学院の出願資格を有する全ての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみを行っている。基礎的な学力として法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に

³ 平成30年度法科大学院学生募集要項 1頁

⁴ 専修大学法科大学院入学ガイド2018 1頁

⁵ 平成30年度法科大学院学生募集要項 1頁

評価するため、出願にあたっては、適性試験管理委員会が毎年 2 回実施している法科大学院全国統一適性試験(以下、「適性試験」という。)の受験が必須であり、適性試験の成績については、適性試験の総受験者の下位から 15 %を基本として基準点を設け、基準点に達しない者の受験を認めていない⁶。この基準点は Web サイトで明示するほか、年 4 回実施している本法科大学院入試説明会でも告知している。

出願時に大学の学部 3 年次に在学し、特に優秀な成績を収めた者については、その潜在的能力を評価して、飛び入学を認めている。ただ、2015 年度入試までは飛び入学として受験できるのは法学未修者試験のみであった。しかし、3 年次在学者で極めて成績が優秀で、法学既修者試験に合格した場合に、その者を法学既修者の合格者とするは何ら不都合がないことから、2016 年度入試からは、飛び入学できるコースの制限をなくしている⁷。

ア 法学既修者（2 年コース）⁸

法学既修者コースでは、スカラシップ入試にあつては書類審査点を 50 点、一般入試にあつては書類審査点を 80 点とし、適性試験(第 1 部から第 3 部)を 100 点としている。法律学の学習到達度判定をより厳密に行うため、法学既修者コース入学者が履修を免除される必修法律基本科目全てについて、本法科大学院が独自に実施する法律科目試験を行っている。この法律科目試験は、基礎的学力の有無を判定するために、憲法、民法及び刑法については、論述式筆記試験を行い、文章力を含めてその知識、理解力の判定を行っている。これに対して商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法にあつては、当該科目全範囲から広く、基礎的な知識の修得状況について、判例、条文等の理解を問うこととして短答式試験を実施している。各科目の配点は、民法 120 点、憲法及び刑法各 80 点、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法は各 40 点である。この配点は、問の量及び試験時間との関係で決定したものである。なお、スカラシップ入試にあつては面接試験を実施して、本法科大学院のスカラシップ制度の趣旨に適した人物か否かを確認している。この面接の配点は 70 点である。

法学既修者は、1 年次配当必修法律基本科目及び 2 年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目の履修を免除されることから、その認定は厳格に行わなければならないと考えている。そこで、安易に法学既修者合格としないために、各科目について基準点を設けている。この基準点は、各科目の出題者が毎回の採点後に法学既修者認定に必要な得点を判断して決定している。基準点に 1 科目でも到達しない者は、合計点の如何にかかわらず、不合格としている⁹。このことで、1 科目でも法学既修者認定できない者が合格することを防止し、法学既修者に相応しい者を合格としている。

⁶ 平成30年度法科大学院学生募集要項 2頁

⁷ 平成30年度法科大学院学生募集要項 4頁「1. 出願資格(9)(10)」

⁸ 平成30年度法科大学院学生募集要項 11, 12頁

⁹ 平成30年度法科大学院学生募集要項 11頁(注2)

イ 法学未修者（3年コース）¹⁰

法学未修者コースの入学者選抜において、スカラシップ入試にあっては書類審査 50 点、適性試験（第 1 部から第 3 部）100 点、筆記試験（独自小論文）100 点、面接試験 70 点と評価して、可否を決定している。スカラシップ入試で面接試験を実施しているのは、本法科大学院のスカラシップ制度の趣旨に適した人物か否かを確認するためである。面接試験の質問は、法曹の適性を有するかを法律問題以外で確認することとしている。

また、一般入試では、書類審査 80 点、適性試験（第 1 部から第 3 部）100 点とし、小論文については受験生の選択により適性試験（第 4 部）を審査対象とするか、筆記試験（独自小論文）を受験するかを選択させることにしている。配点はいずれも 100 点である。独自小論文の問題と適性試験（第 4 部）の問題が異なることから、採点后「等化作業」を行って、受験内容による不平等が生じないようにしている。

（3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学者選抜に関する情報（入学者受入の方針、選抜基準及び選抜手続等）は、Web サイト、「学生募集要項」及び「入学ガイド」等により提供している。この提供時期については、受験生の出願時（7 月中旬）までの検討期間を考慮し、例年、Web サイトには 4 月 1 日に入試日程、受験科目及び出願要件等を公開し、「学生募集要項」及び「入学ガイド」は 6 月上旬に発行している。なお、「学生募集要項」及び「入学ガイド」は Web サイトで公開するとともに、希望者には郵送で送付している。

法学既修者の入学者選抜過去問題については、2007 年度から 2016 年度分を Web サイトに掲載し、公開している。

（4）選抜の実施

入学者選抜は定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施されている。具体的には、筆記試験及び書類審査の評価は、客観性と公平・公正を担保するために、それぞれ必ず複数の教員が採点・評価する体制をとっている。当然のことながら、筆記試験にあっては、特定性を排除するために、受験番号及び氏名は採点者に判別できないようにしている。また、本法科大学院の教員も本学法学部においてゼミを担当しているため、面接試験にあっては、受験生が受講したゼミの教員は当該学生の面接をしないこととして、恣意性を排除している。

なお、過去 5 年分の、本法科大学院の入学者選抜の概要は、下表のとおりである。2017 年度入試の競争倍率は 2 倍を超えており、本法科大学院の求める人材を確保するのに十分な倍率を維持している。

入学者選抜の結果については、入学者選抜実施後に、入試広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続等の見直しを行っている。

¹⁰ 平成30年度法科大学院募集要項 11, 12頁

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013 年度	95	73	1.30
2014 年度	88	44	2.00
2015 年度	79	56	1.41
2016 年度	79	38	2.08
2017 年度	124	52	2.38

過去には2倍を下回る年度もあったが、入学者の質を確保するため、競争倍率2倍を確保するようにしている。

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、これまで生じていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の入学者選抜にあつては、志願者がアドミッション・ポリシーを十分に理解していることは勿論のこと、法科大学院で、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができることを判定している。

選抜基準及び選抜手続は本法科大学院の入学者選抜の方針に適合し、その設定は、志願者の出身校や専門分野に偏向することのない中立的なものであり、公平・公正かつ明確に規定され、その規定に従った選抜方法が実施されている。

法学既修者コースの入学者選抜における論述式試験及び短答式試験ともに、それぞれの科目担当者は主担当と副担当の2名で出題について責任をもつ体制をとっている。また、法学未修者の本法科大学院独自の小論文についても、毎回出題を交替で担当している。そのことで、出題傾向に偏りが生じないようにしている。

法学既修者試験の論述式試験にあつては、基礎的学力を確認しつつ、応用力を確認することに努めている。法学未修者の独自小論文については、読解力、文書構成力等を確認し、法学未修者として3年間法律を学習することで、法律を修得することのできる能力を有することの確認をし、採点実施に当たり、その採点基準を事前に作成して各担当者によって誤差が生じないようにしている。

3 自己評定

A

〔理由〕学生受入方針, 選抜基準, 選抜手続及び入学者選抜の実施(以下「学生受入方針等」という。)が, いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

2-2 法学既修者認定〈法学既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

(1) 法学既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 2016年度以降の法学既修者コース入学者は、学則19条2号により、本法科大学院における1年次配当の法律基本科目及び2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目36単位を履修免除され、2年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として統治の基本理論(2単位)、人権の基礎理論Ⅰ(2単位)、人権の基礎理論Ⅱ(2単位)、民事系として、民法Ⅰ(財産法システムⅠ)(4単位)、民法Ⅱ(財産法システムⅡ)(4単位)、民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)(2単位)、民法特論(2単位)、商法Ⅰ(企業組織)(2単位)、商法Ⅱ(決裁システム・企業取引)(2単位)、民事訴訟法(4単位)、刑事系として刑法の基礎(総論)(1単位)、刑法の基礎(各論)(1単位)、刑法Ⅰ(総論)(2単位)、刑法Ⅱ(各論)(2単位)、刑事訴訟法Ⅰ(2単位)、刑事訴訟法Ⅱ(2単位)である。

イ 選抜・認定の基準・方法との関係

法学既修者コースの入学者選抜にあつては、前述の法律科目につき1年次の学習を終え単位認定をされた者と同等以上の法律学の知識・学力等を有することの判定を行わなければならない。この判定を行うために、憲法、民法、刑法の基本3法について論述式試験を、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については短答式試験を実施している。

法律科目試験の問題作成にあたっては、当該科目について1年次終了

時の学力を勘案した出題としている。さらに、履修を一括免除することから、個別の科目についても法学既修者認定にふさわしいと評価された者のみを既修の合格者とするために各科目について基準点を設けている。

1科目でも基準点を下回った場合には、合計点がいかに高得点でも不合格としている。このことは、「学生募集要項」12頁に「法学既修者に課す筆記試験の全ての科目について、それぞれの基準点を設け、その基準点を下回る場合は、合計点にかかわらず、不合格となります。」と明記して、周知している。

なお、試験日程と面接試験の有無については、以下の表のとおりとする。

	第一期	第二期	第三期	第四期
スカラシップ入試	2016年7月30日 筆記試験・面接	2016年9月10日 筆記試験・面接	2016年12月10日 筆記試験・面接	2017年3月4日 筆記試験・面接
一般入試	2016年7月30日 筆記試験	2016年9月10日 筆記試験	2016年12月10日 筆記試験	2017年3月4日 筆記試験

試験時間であるが、論述式試験である民法は90分、憲法と刑法は同一時間内での実施で120分、短答式試験である商法・民事訴訟法・刑事訴訟法も同一時間内での実施しており90分、スカラシップ入試のみ実施される面接は1人約20分である。

募集定員や各試験科目の配点については2－1で既に記載している。

本法科大学院では法学既修者にも飛び入学制度を認めているが、独自の選抜基準及び選抜手続きは行っていない。

(2) 基準・手続の公開

法学既修者コースの入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続については、毎年度、4月1日からWeb サイト上に入試日程、試験科目、受験資格等の情報を公開し、6月上旬に発行される「学生募集要項」で、より詳細な情報を公開している。

また、法学既修者コースの入学者選抜における法律科目試験の問題を2007年度から2016年度までWeb サイトに掲載して公開している。

(3) 法学既修者選抜の実施

過去5年分の法学既修者選抜の実施状況は下表のとおりである。

前述のとおり、合否決定に際しては、一般入試にあつては、筆記試験の成績、書類審査、適性試験の成績、法学既修者試験の成績及び提出書類の内容を、スカラシップ入試ではこれに面接試験の成績を加えて、総合的に評価して合否を判定している。

各科目に最低基準点を設定することから、受験者数と関連しない基準によって、法学既修者としての質の保証をしている。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013 年度	47	36	1.31
2014 年度	49	21	2.33
2015 年度	48	30	1.60
2016 年度	37	19	1.95
2017 年度	74	25	2.96

		入学者数	うち法学 既修者数
2013 年度	学生数	29 人	18 人
	学生数に対する割合	100%	62%
2014 年度	学生数	19 人	12 人
	学生数に対する割合	100%	63%
2015 年度	学生数	21 人	12 人
	学生数に対する割合	100%	57%
2016 年度	学生数	21 人	7 人
	学生数に対する割合	100%	33%
2017 年度	学生数	28 人	15 人
	学生数に対する割合	100%	54%

法学既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、これまで生じていない。

（４）特に力を入れている取り組み

法学既修者コースの入学者選抜において、１年次配当の法律基本科目及び２年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目に対応する科目全てについて、論述式・短答式試験を課し、各科目に基準点を設けるなどして、厳格な法学既修者認定を行っている。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

法学既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続は、２年次以降の本法科大学院の教育を受けるに足る学力の確認という目的に十分に合致するものである。

３ 自己評価

B

[理由] 基準・手続とその公開は適切であり、選抜・認定が適切に実施されている。

4 改善計画

基準点を設けたことから、1科目でも基準点に満たない者は、不合格となる。このことは、法学既修者試験によって1年次配当の法律基本科目及び2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を一括免除することからは、やむを得ないともいえる。ただ、基準点に満たない科目が1科目であり、他の科目が優秀な場合には、当該科目のみを既修認定しないことで、法学既修者合格とすることを検討したい。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院では、「他学部出身者」の定義としては、法学系課程の範囲の明確化を行うために、学士(法学)の授与を受けた者を法学部出身者として、それ以外の者を非法学部としている¹¹。

(2) 実務等の経験のある者の定義

「社会人」の定義については、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム実施に向けた確認事項」による定義に合わせ、「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」を対象としている。ただし、主として昼間に教育が行われている大学の学部で学士として入学した場合は、この期間を除くこととして、社会経験の有無の判断を行っている。なお、2015年1月までは、大学卒業後3年以上としていたものを、前記確認事項と平仄を合わせるために改定したものである¹²。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
入学者数 2013年度	29人	6人	2人	8人
合計に対する 割合	100.0%	20.7%	6.9%	27.6%
入学者数 2014年度	19人	3人	0人	3人
合計に対する 割合	100.0%	15.8%	0.0%	15.8%

¹¹ [資料2] H29年度入試用資料(社会人、法学部・非法学部)

¹² [資料3] 「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」報告書等の作成について(依頼)別添1

入学者数 2015年度	21人	8人	0人	8人
合計に対する 割合	100.0%	38.1%	0.0%	38.1%
入学者数 2016年度	21人	7人	0人	7人
合計に対する 割合	100.0%	33.3%	0.0%	33.3%
入学者数 2017年度	28人	12人	0人	9人
合計に対する 割合	100.0%	42.9%	0.0%	32.1%
5年間の入学 者数	118人	36人	2人	35人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	30.5%	1.7%	29.7%

他学部出身者又は社会人については、「入学ガイド」で「入学者の多様性を確保するために、入学者のうち法学部以外の学部の卒業生又は社会人が、法学未修者・法学既修者を問わず全体の入学者の3割程度になるように配慮する。」と明記している¹³。社会人の入学者を確保するために、評価の対象となる資格を設けている。その具体的な例としては、医師、歯科医師、公認会計士、司法書士等の各種専門分野の資格者に一定の加点を行っている¹⁴。また、社会人として評価できるか否かを判断するために、入学者選抜用志願書に、「高校からの学歴」を全て記入させるとともに、職歴についても、職名、地位等の記載を求めている。そして、この学歴・職歴の記載はいずれも空白期間がないように年月順に記入することとしている¹⁵。さらに、志望理由書の評価にあたって、社会人としての活動内容により、一定の加点を行うように採点者に指示している。

本法科大学院の入学者に占める他学部出身者又は実務等経験者の割合は、5年間の平均で、29.7%である。

(4) 多様性を確保する取り組み

近年は、法科大学院進学希望者の減少により、社会人・非法学部比率が低下する傾向が強く表れている。その中で、本法科大学院は独自のスカラシップ入試により、社会人等が進学をする場合でもできる限り経済的な負担を少なくし、社会人の進学を促すことができている。

また、本法科大学院で開催する学内説明会は、社会人の参加に配慮し土曜日に開催している。この結果、説明会に四国からの参加者があるなど一定の成果を挙げている。

¹³ 専修大学法科大学院入学ガイド2018 26頁

¹⁴ 平成30年度法科大学院学生募集要項 7頁

¹⁵ 平成30年度法科大学院学生募集要項 9頁

(5) 特に力を入れている取り組み

社会人が法曹を希望する場合に、合格後の就職については、考慮に入れざるを得ない事項である。この点、本法科大学院は 100 パーセントの就職率を達成しており、また、その就職先も単に一般法律事務所にとどまらず、一般企業、任期付公務員、研究者等多種多様であり、このことを「入学ガイド」で明らかにして¹⁶、社会人への有効な資料提供としている。

(6) その他

社会人・非法学部出身者が入学年次 4 月からの授業に対応できるように、合格直後から導入授業を展開し、基礎学力の涵養に勤めている。また、1 年次（法学未修者）及び 2 年次（法学既修者）を対象にフォローアップ講座を開講して、授業での理解不足を補いつつ、基礎学力の養成を図っている。

2 点検・評価

「他学部出身者」及び「社会人」の定義については、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム実施に向けた確認事項」に準拠して、定めたものである。今後は、公益財団法人日弁連法務研究財団の評価基準にしたがって、定義の改定を行う。

3 自己評価

C

[理由]「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が 3 割未満であるが、適切な努力をしている。

4 改善計画

入学者全体に対する「他学部出身者又は実務等経験者」の割合が入学者の 3 割以上となることを目標として、入学者の多様性確保のために、非法学部及び実務等経験者をパーソナルデータ等の加点事由とする要素を拡大するかを検討する。

¹⁶ 専修大学法科大学院入学ガイド2018 2頁

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。ただし、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の専任教員を兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の2016年5月1日現在の専任教員総数は21人であり、17人が教授、4人が准教授である¹⁷。このうち、学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねている者はいない。

本法科大学院の入学定員は、2010年度までは60人、2015年度までは55人であったが、2016年度以降は28人、収容定員は111人となった。したがって専任教員1人あたりの学生数は7.4人であり、法令上必要とされる要件（15人）を十分に満たしている。

専任教員その他の教員と担当科目の一覧については別紙資料を参照されたい。

本法科大学院における教員資格の審議については、「専修大学法科大学院教員資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程2条に審議機関を規定しており、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長及び法科大学院教授会から選出された実務家1人を含む専任教員2人で構成する「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」が審議にあたっている。

¹⁷ 2017年3月31日をもって教授1名が定年退職し、教授1名が他大学へ転出したが、同年4月1日付けで教授2名を採用し、准教授1名が教授に昇格している。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人未満

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
実員数	2 人	2 人	3 人	2 人	2 人	2 人	1 人

上記各分野について、適格性を有するとした教員の氏名は、以下のとおりである。
 憲法：棟居快行，田代亜紀，行政法：晴山一穂，米丸恒治，民法：良永和隆，山田創一，大澤逸平，商法：松岡啓祐，前田修志，民事訴訟法：野村秀敏，佐野裕志，刑法：日高義博，稲垣悠一，刑事訴訟法：加藤克佳

(3) 実務家教員の数及び割合

本法科大学院の専任教員 21 人のうち、実務家教員の数は 5 人（うち、みなし専任教員は 2 人）であり、法令上必要とされる割合（2 割以上）を満たしている。全員、5 年以上の実務経験を有している。そのうち、民事実務・公法実務関係科目を担当する教員 3 人は、弁護士活動 20 年乃至 30 年の経験を有し、刑事実務関係科目を担当する教員は、弁護士活動 35 年以上の経験を持ち、司法研修所刑事弁護教官の経歴がある。また、知的財産法関係科目を担当している教員は、企業勤務が長く、さらに世界知的所有権機関（WIPO - World Intellectual Property Organization）コンサルタントの経験を有している。

(4) 教授の数及び割合

本法科大学院における教授の資格要件については、前記「専修大学法科大学院教員資格審議規程」4 条に定めるとおりである。

その認定手続は以下のとおりである。あらかじめ教授会において選出された人事選考委員 3 名（専門分野の教員 2 名と教務委員会委員長）を構成員とする人事選考委員会で審査を行い、その報告を受けて法科大学院長が学長に審査結果を報告する。この報告に基づき、学長が議長を務める専修大学法科大学院教員資格審査委員会（前述 1（1）参照）を開催し、本法科大学院教授としての適格性について慎重に審議を行う。この審査結果に基づいて、法科大学院教授会において審議を行う。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	18人	3人	21人	5人	0人	5人
計に対する割合	86%	14%	100%	24%	0%	24%

評価実施年度の 5 月 1 日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

法令上必要とされる専任教員数，専任教員一人あたりの学生比率，法律基本科目の各分野における必要専任教員数，実務家教員割合，教授数等については，全て基準を満たしているのみならず，少人数教育を実施するに足る構成となっている。また教員の適格性の審査についても，厳格かつ適切に実施している。

3 自己評価

合

〔理由〕法科大学院における教育に必要な能力を有する教員について，教員人数割合を満たしている。

4 改善計画

特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院においては、3-1で記述したように、必要にして十分な教員構成を確保している。また、1-3で記述したように、中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば、法律基本科目について退職する教員がいる場合には、退職教員の担当科目の法科大学院専任教員がいない状態とならないよう計画的に人事を行い、場合によっては、1年先取りの人事を行い、退職する教員とともに1年間教育にあたることにより、段階的に引継ぎを行うことによって、教育の継続性が維持できるようにしている。また、実務家教員については、任期の更新、担当実務家教員の推薦及び弁護士会からの紹介等により、適切な教員が欠けることのないようにしている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

定年退職のように事前に採用人事を行う必要性が判明している場合には、（1）で記述したように、先行する形での採用人事等、有能な教員を事前に確保するなどして教員組織の継続を図っている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本法科大学院における教員の採用・昇格の基準や審議機関等については、前記「専修大学法科大学院教員資格審議規程」が適用となる。本法科大学院開設時は、教授及び助教授が専任教員であったが、昇格が問題となることはなかった。その後、2015年4月15日開催の教授会において「『専修大学法科大学院教員資格審議規程』の運用に関する申合せ」を決定し、昇格についての申合せを定めた。この申合せに基づき、准教授から教授への昇格、講師から准教授への昇格が順次行われている。

教員の採用・昇格以外の場面では、FD活動の一環として行われる①授業評価アンケートと②教員相互による授業参観の実施等が、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして実施されている（4-1，4-2）。教員各自は、授業評価アンケートの結果を受けて、自ら授業内容や方法等についての改善に努め、また教員相互による授業参観を行うことにより、相互に授業を評価し意見を述べることによって、教育能力の維持・向上に努めている。

また法科大学院協会や日弁連あるいは単位弁護士会等が実施する法科大学院教育に関する各種シンポジウムや研修活動にも教員を派遣し（4-1），

派遣された教員は教授会においてその概要を報告し、その報告に基づいて教員相互で意見交換が行われている。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員相互による授業参観は、前期及び後期において2週間の期間を設けて行っている。専任教員は1科目以上の参観を義務付けられる。授業参観を行った教員は、所定の授業参観報告書を法科大学院事務課に提出する。この報告書は参観を受けた教員に交付され、その内容を確認した上で、今後の授業改善の参考としている。また参観者と被参観者との間で意見交換が行われることもある。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員確保のための取り組み、継続的な教員確保に向けた取り組みなどは、上記のように実施できている。教員の教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上のための取り組みは、採用や昇格に際しては内規に基づき厳格に実施されており、授業評価アンケートや授業参観を通じた相互評価は、各教員の授業能力向上に役立っている。

3 自己評定

A

〔理由〕教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

特になし。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本法科大学院における 2016 及び 2017 年度前期の法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数，専任教員数並びにクラス毎の履修登録者数平均は，下表のとおりである。

2016 年度（前期・後期）

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	44 (5)	5	52	10	10
法律実務基礎科目	12 (3)	4	16	12	7
基礎法学・隣接科目	1	6	1	1	10
展開・先端科目	11	12	11	6	5

2017 年度（前期）

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	19 (1)	1	22	14	25
法律実務基礎科目	8 (3)	4	9	11	7
基礎法学・隣接科目	0	3	0	0	10
展開・先端科目	9	5	9	6	5

（2）教育体制の充実

本法科大学院においては少人数教育を徹底しているため，2 年次以降の必修の法律基本科目と実務基礎科目については 7 割の科目が 2 クラスを設けている（2 年次法学未修者のみ履修する民法特論を除く）¹⁸。これらの授

¹⁸ [A18] 平成29年度時間割

業のほとんどは専任教員が担当しており、将来もこの体制を維持していく。また授業内容についてクラス毎に異ならないよう授業担当者の中で緊密な打合せが行われている。

専任教員の担当者がいない基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、本学法学部の専任教員あるいは学外の兼任講師が担当している。

(3) 特に力を入れている取り組み

専任教員の科目別構成については、開設以来、バランスを失しないよう考慮してきており、法律基本科目については複数名の専任教員（実務家教員も含む）が配置されている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員の配置バランスが優れており、全ての授業科目について徹底した少人数教育を行うことができている。

3 自己評価

A

[理由] 教員の科目別構成が適切であり、非常に充実した教育体制が確保されている。

4 改善計画

法律基本科目の一部については、本研究科開設以来の経緯もあり本学法学部の教員が担当している例があるが、今後は、可能な限り専任教員が担当するよう手続を進めていく。

3－4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

本法科大学院の専任教員の年齢構成は、下表のとおりである。

2017年5月1日現在

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	2 人	2 人	4 人	8 人	0 人	16 人
		12. 5%	12. 5%	25. 0%	50. 0%	0 %	100. 0%
	実務家教員	0 人	0 人	1 人	4 人	0 人	5 人
		0 %	0 %	20. 0%	80. 0%	0 %	100. 0%
合計		2 人	2 人	5 人	12 人	0 人	21 人
		9. 5%	9. 5%	23. 8%	57. 1%	0 %	100. 0%

（2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院においては、開設時には、教育・研究の実績を有しつつ、学部教育に比べて負担の重い法科大学院教育の任に堪えられる人材を中心に採用したことから、専任教員の年齢構成も比較的高くなっていた。その後の退職に伴う新規採用においても、その分野の授業科目を1人で担当する場合は50歳代を中心にした採用であったが、複数名で担当する場合は、年齢層のバランスを考慮し、30歳代の講師や准教授を採用してきている。

実務家教員についても、一定程度以上の実務実績も重視するため、50歳代以降の採用が中心となってきた。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成は、39歳以下と40歳代が9.5%、50歳代が23.8%、60歳代が57.1%であり、中心となっているのは60歳代である。教育・研究の両面からみて、十分な経験を有している世代が中心となっているが、30歳代、40歳代、50歳代にもバランスよく教員を配置することにより、教育の多様性を実現できるものと考えられる。

3 自己評定

A

[理由] 年齢層のバランスが良い。

4 改善計画

本法科大学院においては、この数年の内に定年を迎える教員が相当数になるが、その退職に伴う採用においても、年齢層のバランスも考慮した上で採用手続を進めていく。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

本法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

2017年5月1日現在

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	15 人	5 人	22 人	11 人	53 人
	93.8%	100%	95.7%	91.7%	94.6%
女性	1 人	0 人	1 人	1 人	3 人
	6.3%	0 %	4.3%	8.3%	5.4%
全体における 女性の割合	4.8%		5.7%		5.4%

（2）特に力を入れている取り組み

教員の採用に当たっては、教育・研究の両面からみて最も適切な人材を採用してきているが、その中で教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮してきている。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員中の女性比率が 10%未満であるが、10%以上になるよう配慮はしている。

3 自己評価

C

〔理由〕専任教員中の女性比率は 10%未満であるが、10%以上となるよう配慮している。

4 改善計画

今後も、教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮していく。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院における過去3年間の各年度の担当コマ数は、下表のとおりである。なお、各教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する¹⁹。

【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.67	3.00	3.53	1.80	2.00	3.07	1.00	1.00	0	0	1 コマ 90分
最 低	1.00	0.67	1.00	1.00	1.60	2.20	0.67	0.33	0	0	
平 均	1.56	1.66	2.51	1.38	1.80	2.64	0.89	0.67	0	0	

【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.67	2.67	3.53	1.80	2.00	2.20	1.00	1.00	0	0	1 コマ 90分
最 低	1.00	0.67	1.00	1.33	1.60	2.13	0.67	0.67	0	0	
平 均	1.45	1.57	2.27	1.38	1.80	2.17	0.84	0.82	0	0	

【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.67	3.00	3.53	1.80	2.00	2.20	1.00	1.00	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	0	1.00	1.00	1.60	1.00	0.67	0.33	0	0	
平 均	1.46	1.73	2.51	1.38	1.80	1.60	0.89	0.60	0	0	

〔注〕 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員の、他大学・他学部の授業数も含めた担当コマ数は、下表のとおりである。なお、各教員の担当コマ数の一覧は、別途添付

¹⁹ 〔資料4〕平成27～29年度教員担当コマ数一覧（専任・兼任）

する²⁰。

【2015 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.67	7.67	5.53	3.33	2.60	4.07	1コマ 90分
最 低	3.00	3.00	1.00	1.80	2.53	3.20	
平 均	4.96	5.13	3.84	2.71	2.57	3.64	

【2016 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	8.00	7.33	5.53	3.33	3.00	3.20	1 コマ 90分
最 低	2.00	3.00	1.00	1.80	2.60	3.13	
平 均	4.53	4.80	3.51	2.38	2.80	3.17	

【2017 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.67	7.67	5.53	3.33	4.00	3.20	1 コマ 90分
最 低	0.00	2.00	1.00	1.80	3.60	3.00	
平 均	4.65	5.07	3.51	2.38	3.80	3.10	

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

本法科大学院の教授会は、原則として月 1 回であり、各種委員会やクラス担任としての業務等もあるが、委員会などの開催回数も多くはなく、院長・副院長を除けば、大きな負担とはなっていない。

(4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーは、教員ごとに指定された曜日と時間に、それぞれの研究室において実施している。あらかじめ学生から予約を入れる形が原則なので、教員にとって、大きな負担とはなっていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

本学全体においては、各教員は、各学期に最低 5 コマの講義を負担するこ

²⁰ [資料5] 平成27～29年度教員担当コマ数一覧（専任）

とになっているが、法科大学院における教育の特殊性から、本法科大学院においては、開設時より、この負担コマの制約は課されてない。また教材の印刷や配付、学生への連絡等は、教員室あるいは法科大学院事務課において行っているため、教員は、それぞれの教育と研究に集中できるようになっている。

(6) その他

他大学への出講や外部の委員などへの就任については、院長に届け出るようにしており、院長から委任を受けた法科大学院事務課において、各教員の負担の把握に努めている。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の担当コマ数の平均は、目安となる週あたり 7.5 時間（90 分 5 コマ）を下回っている。他大学等での授業を含めると、一部に目安を超える教員がいるものの、全体としてみれば、十分な準備をして授業に臨み、学生指導をするのに良好な授業時間負担となっている。

3 自己評価

A

[理由] 授業時間数が、非常に十分な準備等を十分にすることができる程度のものである。

4 改善計画

目安を上回っている教員についても、本法科大学院での負担コマが不相当に多い訳ではないので、他大学や法学部との協議のうえで、負担についての改善を求めていく。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

ア 教員研究費は、年額 385,000 円であり、うち 50,000 円までは課税研究費とできる。研究費の取扱いについては、専修大学教員個人研究費取扱要領に基づいている。

イ 学会出張旅費については、専修大学専任教員学会出張旅費規定に基づき教員研究費とは別に、年 2 回（2 泊 3 日）まで支給される。学会役員として出張する場合は年 3 回（3 泊 4 日）まで支給される。

（2）施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟で、それぞれ専用の研究室（広さは 22.4 m²～23.4 m²）を利用できる。教育・研究に必要な備品が設置されているほか、有線・無線 LAN により学内外のデータベースを利用することができる。また法科大学院棟には図書館分館もあり、収納冊数には制限があるものの、生田本館や神田分館などの資料も取り寄せることができる。

（3）人的支援体制

教員室には常勤嘱託の担当者が 1 人配置されており、研究費や出張の申請などの各種手続も担当している。科学研究費など学務課所掌事項については、学務課担当職員が定期的に神田 1 号館で業務を行っている。

（4）在外研究制度

本法科大学院には、専任教員を国内外に派遣する研究員制度があり、交通費、滞在費等が支給される。長期研究員（研究期間 10 箇月以上 1 年以内）と中期研究員（研究期間 5 箇月以上 6 箇月以内）を毎年交互に 1 名ずつ選出する運用を行っている。2015 年度において長期国内研究員 1 名、2017 年度において長期在外研究員 1 名が選出されている。

（5）紀要の発行

本法科大学院では、年 1 回、『専修ロージャーナル』を刊行しており、毎号、多数の論説、判例研究などを掲載している。2016 年度は第 12 号を発行し、2017 年度は第 13 号を発行する予定である。なお、発行した『専修ロージャーナル』は、国立国会図書館などへ配付するほか、「専修大学学術機関リポジトリ」（本学図書館所管）において PDF 化され、Web 上で閲覧できる。

（6）特に力を入れている取り組み

特になし。

（7）その他

本学には、専任教員が専門分野において高度な学術研究を行い学問の進

歩発展に寄与するために必要な経費を補助する研究助成制度と出版助成制度がある。

図書館に配架される専門的な研究図書についても、1点5万円以下の資料については、随時、購入を依頼することができる。

教員が研究員として選出された場合、講義などについては可能な限り兼任講師の採用等を行うことにより、他の専任教員の負担増とならないよう努めている。

2 点検・評価

教員の研究支援体制は、経済的にも、施設整備面でも、人的にも充実している。在外研究員制度も整備している。法科大学院独自の紀要も発行し、教員が研究成果を発表する機会も確保されている。

3 自己評定

A

〔理由〕 支援制度等の配慮が、十分になされている。

4 改善計画

特になし。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会の下にFD委員会を設置し、日常的にFD活動を行っている。活動状況については定期的に教授会に報告し、それに基づいて、教授会でFD活動の現状と問題点、今後の課題について議論を行っている。

FD委員会は、委員長と4名（2012年度のみ3名）の教員委員で構成し、法科大学院事務課がそれを補佐する体制となっている²¹。

FD委員会の根拠規程として「専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」が定められている²²。

科目毎のFD、系毎（民事、刑事、公法等）のFD、実務家教員と研究者教員の共同するFD活動については、そのための恒常的組織は設けていないが、FD委員会や教授会の議論を踏まえて、必要に応じて科目毎、系毎、実務家教員・研究者教員相互間で相談・協議し、授業改善に結び付ける努力を行っている。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会について

FD委員会は、年2回（前期・後期）の定例の会議を基本とするほか、必要に応じてFD活動の在り方を検討するための会議を開催することとしている。この間の開催頻度は、2012年度2回（2012年4月11日（水）・10月10日（水））、2013年度2回（2013年4月12日（金）・10月16日（水））、2014年度2回（2014年4月9日（水）・10月8日（水））、2015年度2回（2015年4月15日（水）・10月7日（水））、2016年度3回（2016年4月6日（水）・10月5日（水）・2017年1月18日（水））、2017年度1回（2017年4月10日（月））である。

定例の会議の主な議題は、授業改善アンケート結果とそれを踏まえた今後の対応、授業参観の結果と今後の課題、FD研究会の内容の検討である。それぞれの議題について、その期の活動状況の検討と次期に向けた課題・計画を中心に議論している。

FD委員会については議事録を作成し、会議内容を確認できるようにしている²³。活動状況については、FD委員会報告書という形で全体を取

²¹ [A5] 専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程4条1項、8条

²² [A5] 専修大学専門職大学院学則30条

²³ [A6] 法科大学院FD委員会議事録

りまとめたものは作成していないが、授業改善アンケート結果の報告書、FD委員会の配布資料等として成果物を蓄積している²⁴。

イ 外部研修について

司法研修所や日本弁護士連合会・各弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修等について、適宜教授会等で案内し、参加を呼び掛けている。教授会では、参加した教員からの報告を受けて、研修内容について全体で確認できるようにしている。

ウ 学外委員による評価の実施

毎年、学外委員2名を委嘱し、教育内容等についての評価を受けている（1-3 自己改革の1（2）イ（イ）参照）。

評価結果については教授会で報告し、今後の授業改善やFD活動の改善のための参考にしている。

エ 教員相互による授業参観について

教員相互による授業参観を行うことにより、参観した教員は参観した授業の教員の教育の内容・方法を、また、参観を受けた教員は参観した教員の感想・助言を、それぞれ自分の授業の改善に活かすように努めている。

2011年度からは、每期、2週間の期間を授業参観期間に設定し、教授会で参観を呼び掛けることによって参観の機会を保障している。なお、専任教員は、1科目以上の参観を義務付けられている。

参観結果の報告書²⁵は、参観を受けた教員に配布するほか、法科大学院事務課で保管し全教員が随時閲覧できるようにしている。

オ FD研究会について

毎年、FD委員会主催により、教育内容・方法の改善を図るための学内研究会（FD研究会）を定期的で開催し、専任教員はもとより兼任・兼任教員にも参加を呼びかけ、教育内容や方法の改善に向けてのさまざまな工夫・取組み、厳格な成績評価の具体的あり方等について研究を重ねている。

開催頻度は原則として年2回（おおむね7月と12月）である。

（3）FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

授業改善アンケート、教員相互による授業参観、FD研究会のいずれについても、それぞれその結果を踏まえて、各教員や関係教員間で授業の改善に向けた工夫や努力を行っている。その成果は、以下のとおりである。

授業改善アンケートでは、オムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ（同一事項の重複講義等）や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打合せが密になされるようになるなど具体的な改善例が認められる。その結果、オムニバス授業に対する評価は、最近、以前と比較して大きな改善を見るようになっている。

²⁴ [A14] 2016年前期授業評価アンケート集計結果，2016年前期授業評価アンケート集計結果

²⁵ [資料6] 専修大学法科大学院授業参観報告書フォーマット

授業改善アンケート結果を踏まえて、法学未修者教育の充実のため、教務委員会レベルでさまざまな検討を加え、カリキュラムの改善を行ってきた。

アンケートの自由記載欄において、レポート課題等の提出期限が特定の時期（連休中など）に集中して困るとの苦情や指摘が見られたが、教員室に備えたノートに各科目のレポート提出期限を記入することによって教員相互に調整できるような対応を講じ、上記の苦情は見られなくなった。

アンケートの自由記載欄に休日祝日等の図書館利用の要望があり、図書館側と協議し、相当数の開館日を確保するなどの対応を行ってきている。

授業参観では、参観した教員が参観授業を自己の授業改善の参考にしたり、参観を受けた教員が報告書で指摘された点を反省材料としたりしているほか、それ以外の教員も法科大学院事務課で保管された報告書を随時閲覧することにより、自己の授業改善の材料を得ている。

F D研究会では、その席上での意見交換によって本法科大学院の学生が抱える問題点の把握に努めたり、民法、憲法、民事訴訟法などの各担当教員が実践している授業の工夫に関する情報共有を図ったりしている。

（４）教員の参加度合い

法科大学院専任教員について全員がF D活動の対象となっている。F D委員会メンバー以外の専任教員にも外部研修や教員相互による授業参観、F D研究会への参加を呼びかけ、多数が参加している状況である。また、F D研究会へは専任教員のみならず兼担・兼任教員についても広く参加を呼びかけ、各回により参加者の人数は変わるものの一定数の参加者が存在する。

ア 外部研修への参加状況

（ア）2012 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

：弁護士研修と法科大学院の実務技能教育

開催日 2012 年 11 月 10 日（土）

場 所 中京大学法科大学院

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会

司法試験シンポジウム「検証・司法試験と予備試験」

開催日 2012 年 12 月 1 日（土）

場 所 主婦会館プラザエフ

参加者 佐野 裕志 教授

（イ）2013 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2013 年 11 月 2 日（土）

場 所 名古屋大学文系総合館

参加者 佐野 裕志 教授

東京弁護士会

2013 年司法試験及び 2013 年司法試験予備試験について

開催日 2014 年 2 月 25 日（火）

場 所 弁護士会館

参加者 石村 修 教授

(ウ) 2014 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2014 年 10 月 18 日（土）

場 所 愛知学院大学名城公園キャンパス

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会

司法試験シンポジウム「司法試験の改善に向けて」

開催日 2014 年 11 月 29 日（土）

場 所 弁護士会館

参加者 藤代 浩則 教授

(エ) 2015 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2015 年 11 月 7 日（土）

場 所 コンファレンススクエアエムプラス

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催 法科大学院協会共催

司法試験シンポジウム「司法試験の更なる改善に向けて」

開催日 2015 年 12 月 5 日（土）

場 所 弁護士会館

参加者 佐野 裕志 教授

(オ) 2016 年度

P S I Mコンソーシアム

法実務技能教育支援セミナー

開催日 2016 年 11 月 5 日（土）

場 所 名古屋大学東山キャンパス

参加者 佐野 裕志 教授

日本弁護士連合会主催 法科大学院協会共催

司法試験シンポジウム「司法試験の更なる改善と改革に向けて」

開催日 2016 年 11 月 26 日（土）

場 所 弘済会館

参加者 佐野 裕志 教授

法科大学院協会

2016 年度法科大学院教員研修（民事系）

開催日 2016 年 9 月 7 日（水）

場 所 司法研修所

参加者 藤代 浩則 教授

イ 教員相互による授業参観の実施状況

（ア）2012 年度

前期 16 件 後期 9 件

（イ）2013 年度

前期 11 件 後期 9 件

（ウ）2014 年度

前期 13 件 後期 11 件

（エ）2015 年度

前期 8 件 後期 7 件

（オ）2016 年度

前期 16 件 後期 18 件

ウ F D 研究会の開催状況と参加状況 [] は内数で F D 委員人数

（ア）2012 年度

前期

テーマ：商法の授業と司法試験の傾向について

報告者：松岡 啓祐 教授

開催日：7 月 28 日（土）

参加者：19 名〔4 名〕

後期

テーマ：「サイバー犯罪の最新事情」

報告者：岡田 好史 教授

開催日：12 月 22 日（土）

参加者：12 名〔3 名〕

（イ）2013 年度

前期

テーマ：韓国のロースクールの状況と卒業後の進路

報告者：楊 萬植先生（檀国大学教授）

テーマ：認証評価基準と教育内容・方法について

報告者：梶村 寛道 教授

開催日：7 月 27 日（土）

参加者：18 名〔4 名〕

後期

テーマ：Juristenausbildung in Deutschland

(ドイツにおける法曹教育)

報告者：ザンドラ・ジン氏

(ニーダーザクセン州・ノルトホルン簡易裁判所・裁判官)

開催日：3 月 26 日 (水)

参加者：10 名〔1 名〕

(ウ) 2014 年度

前期

テーマ：専修大学法科大学院における民事訴訟法の教育について

報告者：佐野 裕志 教授

開催日：7 月 26 日 (土)

参加者：20 名〔4 名〕

後期

テーマ：実務家教員からみた法科大学院教育 (主に公法系)

～1 年の反省～

報告者：藤代 浩則 教授

開催日：12 月 20 日 (土)

参加者：14 名〔4 名〕

(エ) 2015 年度

前期

開催せず

後期

テーマ：ロイヤリングにおける反対尋問と実務での反対尋問

報告者：宮岡 孝之 教授

開催日：12 月 19 日 (土)

参加者：16 名〔3 名〕

(オ) 2016 年度

前期

テーマ：2 年次前期民法科目における司法試験問題の活用の試み

報告者：大澤 逸平 准教授

開催日：8 月 3 日 (土)

参加者：19 名〔5 名〕

後期

テーマ：司法試験・法科大学院または憲法学

報告者：石村 修 教授

開催日：12 月 17 日 (土)

参加者：19 名〔3 名〕

(カ) 2017 年度

前期

テーマ：在学生教育における起案作成能力の育成について

報告者：稲垣 悠一准教授

開催日：7月22日（土）

参加者：14名〔4名〕

（5）特に力を入れている取り組み

教務委員会による教育改善の取り組みと重なるが、FD活動、とくに授業改善アンケート活動に関わるこの間の取り組みとして以下のものがある。

法学未修者の授業内容理解度についての問題点を検討するため、2011年度に、法学未修者の講義担当者を中心として「未修対策ワーキンググループ」を設け、各教員の担当する授業内容や定期試験問題等について検討した。途中経過も含めその検討結果は全て教授会に報告し、それを踏まえて各教員が担当する授業内容の改善に取り組んでいる。さらに2015年度においては、特に法学未修者の基礎知識不足が顕著となってきた点の問題意識に基づき、1年次、2年次に対する法律基本科目の単位数増加措置を採り入れたカリキュラム改正も実施している。

組織的な取り組みとして、法学未修者が入学直後から法律基本科目の学修を抵抗感なく行えるようにするため、入学前の段階において、法律基本科目を中心にした導入授業を実施している（6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉の1（1）イ（ア）参照）。

1年次の法律基本科目においては、講義形式の授業を基本に構成し、導入的な内容から始めて、基礎的理論と知識を徐々に積み上げていくように工夫している。そのため、適宜1年次授業担当者の中で授業進行等について協議を行い、共通認識を持つように努めている。

授業支援プログラムとして、本法科大学院を修了した実務家講師によるフォローアップのための演習を実施し、特に憲法・民法・刑法分野での基礎的知識や基本概念の修得に重点を置いている（7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉の1（1）オ参照）。

これらの授業や演習の内容を必要に応じて教授会や懇談会において報告し、教員全員の意見を聴取しながら教育内容についての共有を図っている。

（6）その他

2007年度から、名古屋大学を基幹校とする「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム」に参加し、実務教育に必要とされる教材の共同開発を行うとともに、教育方法の改善に向けての各種セミナーに参加するなどの研修活動が続けている。ここで共同開発された教材や参加したセミナーの成果は、直ちに教授会に報告するとともに、主として法律実務基礎科目の教育内容や方法に反映されている。

2 点検・評価

上記で具体的に記したように、FDの組織体制は整備されており、FD活動

・組織の根拠規程も整備されている。また、記録についても議事録や授業改善アンケート結果の報告書、FD委員会の配布資料等として残されている。

FD委員については、年齢構成、専門分野、経歴等を考慮して選んでおり、そのメンバー構成は適切である。

FD活動の内容の充実についても、学生の視点に立ち、授業アンケート結果を各教員へ個別に配付することや教授会で議論していること等で教員個々でも、また、法科大学院全体においても授業の内容・方法の改善へと結びつけている。しかし、FD活動の結果を成果に結び付ける取組みについては、これまでは個々の教員の努力に負う傾向が見られる。

参加度合いについては、既に記載のとおり、活動メンバーである法科大学院専任教員全員が参加しており、活動内容全般は有効に機能している。

外部研修についても各教員が参加することが奨励されており、参加後は教授会で報告することで参加した教員だけでなく法科大学院に属する全ての教員が外部研修内容について享受できるような仕組みにしている。しかし、外部研修への参加が以前に比べて少なくなっている。

3 自己評定

B

〔理由〕FDの取組みが質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

FD活動の結果を成果に結び付ける取組みについては、これまでは個々の教員の努力に負う傾向が見られたが、今後は、個々の教員の取組みとその成果を全体で集約し、組織的に確認しながら次の課題を明らかにするというFD活動の在り方を追求する。

外部研修への参加が以前に比べると少なくなっているため、今後、参加者数の増加を図る。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

F D委員会が実施主体となって、全開講科目を対象に、学生による無記名の授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各1回実施している。当該学期の最後の2回の授業のうちのいずれかの時間帯に、授業時間内に10～15分程度の時間を確保し、教員が退室後に学生に自由に回答してもらい、記入後に法科大学院事務課職員が回収するという方法をとっている。最近の回収率は一貫して9割を上回っており、ここ2回では、2016年度前期が95.7%、後期が96.1%と95%前後の高水準を維持している。

アンケートは、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などに関する21の質問項目につき5段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において、当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載してもらう方式で行っている²⁶。

学生に配布するアンケートの説明文において、個人が特定されることはなく、アンケートは教員の授業改善という目的のためだけに利用するものであることを明示して、アンケートへの協力を呼び掛けている。また、自由記載欄は、学生が手書きで記入したものを法科大学院事務課職員がパソコンに入力し、プリントアウトしたものをF D委員会及び各教員に配布するという方法をとることによって匿名性を確保し、学生が意見・要望が自由に記載できるように配慮している。

過去の実施回数・実施時期、回収率は以下のとおりである。

2012年度

前期 7月10日（火）～23日（月）、26日（木） 97.9%

後期 1月17日（木）～30日（水） 93.1%

2013年度

前期 7月10日（水）～23日（火）、26日（金） 91.8%

後期 1月9日（木）～22日（水）、27日（月） 88.7%

2014年度

前期 7月10日（木）～23日（水） 93.6%

後期 1月7日（水）～20日（火）、26日（月） 85.8%

2015年度

前期 7月10日（金）～23日（木） 94.6%

²⁶ [資料7] アンケート用紙フォーマット

後期	1月13日（水）～26日（火）	93.6%
2016年度		
前期	7月11日（月）～22日（金）	95.7%
後期	1月10日（火）～23日（月）	96.1%

（２）評価結果の活用

ア F D委員会での検討

調査結果は、集計結果と自由記載をまずF D委員会で検討し、過去の評価と比較しながら当期の特徴と課題を分析して取りまとめを行っている²⁷。

イ 教授会での検討

教授会においては、F D委員会の報告を受けて議論を行い、その結果を踏まえて当該学期の「学生による授業改善アンケート集計結果について」と題するとりまとめ文書を作成している。

５段階評価については、全体のアンケート集計結果表と各教員の担当授業科目の評価結果を配布することと併せて、全科目の評価結果を教授会で回覧するとともに、法科大学院事務課において随時閲覧することができるようにしている。

自由記載欄については、各教員に当該科目の記載事項を配布するとともに、法科大学院事務課において全授業科目の記載事項を閲覧できるようにしている。

ウ 学生に対するフィードバック

学生に対しては、教授会で取りまとめた文書を学生用説明文書として全学生に配布するとともに、アンケートの集約結果及びアンケート結果を受けてのフィードバック文書をポータルサイトに掲載し、全科目の改善状況等の確認ができるようにしている²⁸。

フィードバック文書は、アンケート結果を踏まえた各教員の授業改善に向けた工夫や取り組み等を記載したものであり、全教員が作成している。

（３）アンケート調査以外の方法

年２回の全学生を対象とするクラス面談、オフィスアワーを始めとする学生との日常的な接触の場を通して、カリキュラムや授業に対する要望・意見を聞き、必要に応じてF D委員会や教務委員会の議論の素材としている。

（４）特に力を入れている取り組み

クラス面談はもとよりのこと、授業以外の場で日常的に教員と学生が接するさまざまな機会を通して、授業への要望・意見を意識的に聞くように努めている。

（５）その他

学生数に比して教員数が充実している本研究科のメリットを活かして、

²⁷ [A14] 2016年度前期授業評価アンケート集計結果、2016年度後期授業評価アンケート集計結果

²⁸ [A13] 2016年前期授業改善アンケート集計結果報告、2016年後期授業改善アンケート集計結果報告

正規の授業以外の場においても、教員による補助的授業、学生の自主ゼミへの援助、研究室やラウンジでの学生の相談への対応など、委員会・教授会レベルの組織的な取り組みと並行しながら、多様な機会をとらえた学生の実情把握、授業に関わる学生の要望等の聞き取りを意識的に追求している。

2 点検・評価

(1) 学生による授業等の評価の把握がしっかりなされているか。

ア アンケート調査は、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などにわたって詳細な質問項目につき5段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載可能な方法がとられており、アンケート調査の内容は適切である。今後は、学生の要望・意見も取り入れながら、さらに学生の実状に合わせた内容を検討していく。

イ アンケート調査は、①に述べた方法で、毎年2回、前期・後期の最後の2回の授業を利用して行っており、アンケート調査の方法・時期・回数は適切である。

ウ アンケートの回収率は最近では95%前後となっており、きわめて高い水準を維持している。

エ 回答者個人が特定されることがなく教員の授業改善の目的のためだけに利用するものであることを学生に明示し、自由記載欄も含めて匿名性を確保して実施しており、アンケート調査を実施する環境やアンケート調査の方法等は、多数の学生の率直な意見を把握することができるものとなっている。

(2) 評価結果が授業等の改善に向けしっかり活用されているか。

ア 調査結果は、FD委員会と教授会で詳細な分析と検討を加えたうえで、それを文書に取りまとめることを基本にしており、調査結果のとりまとめは適切になされている。

イ 学生向け調査結果の説明文書の全学生への配布、ポータルサイトへの掲示を通して、調査結果は学生に公表されている。

ウ 調査結果は、5段階評価、自由記載欄とも全科目の調査結果を全教員が閲覧・確認できるようになっており、教員への通知は適切になされている。

エ アンケート結果を踏まえた各教員の取り組みをポータルサイトに掲載することを通して、調査結果を踏まえた教員の自己点検・評価が学生に公表されている。

オ 調査結果で出されたいくつかの課題について、教務委員会を始めとする関連組織と教授会で議論をし改善が図られてきたが、今後もFD委員会と教務委員会も密接な協力の下でさらに取り組みを強める。

(3) アンケート調査以外の方法は活用されているか。

クラス面談の結果は毎回教授会に詳しい報告・提示がなされ²⁹、必要に応

²⁹ [資料8] 平成28年度第3回教授会報告事項4、平成28年度第9回教授会報告事項7

じてそれを踏まえた改善措置がとられてきたが、さらに意識的に取り組んでいく。

(4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

1 (5) 参照。

3 自己評価

B

[理由]「学生による評価」を把握し活用する取り組みが充実している。

4 改善計画

全科目のアンケート結果の教授会での回覧と法科大学院事務課での閲覧、及び学生へのフィードバック文書の通知は2016年度後期からとられた措置なので、今後、これを継続・定着させ、その意義を実質化していく。

組織的取り組みと合わせて、1の(5)で述べた多様な機会を通じた個々の教員による学生との接触の成果を組織的に集約し、今後のFD活動と授業改善の取り組みにしていく。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) 〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目, 法律実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目, 展開・先端科目のすべてにわたって設定され, 学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは, 必修や選択必修の構成, 開設科目のコマ組みや履修指導等で, バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には, 修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」, 「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」, かつ「法律実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように, カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院では, 「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに, 法曹としての強い責任感・倫理観をもって, 法曹界のみならずビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために, 適切な科目設定・区分の下に, 授業科目を配している(2017年度)。開講している授業科目については, 「法科大学院要項」を参照されたい³⁰。

本法科大学院では全ての授業科目を, 法律基本科目, 実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目, 展開・先端科目の4区分のいずれかに明確に適切に区分・配置しており, また, 内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっている。以上を, 一覧で表示すると下表のようになる。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	34	72	32	68
法律実務基礎科目群	12	20	4	10
基礎法学・隣接科目群	7	14	0	4
展開・先端科目群	31	62	0	12

[注] 上記「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数を含む。

³⁰ 2017年度法科大学院要項 19頁

(2) 履修ルール

法学未修者、法学既修者において修了するために必要な単位数は下表のとおりである。

なお、カリキュラムについて議論する教務委員会においては、科目追加、改変の必要性の議論と並行する形で、法科大学院事務課担当者による基準逸脱の有無の確認を行う体制を取っている。

また、専修大学専門職大学院学則第 31 条の 2 において、「入学時に十分な実務経験を有する者であって、本大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められるものについては、展開・先端科目群のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて、法律基本科目群を履修することを認めるものとする」、同条 2 項において、「前項の規定により履修した法律基本科目群の単位を修得した場合は、これを展開・先端科目群の単位数に 4 単位を超えない範囲で算入することができるものとする。」と明記している。

法学未修者³¹

区分	科目群	必要最低単位	
必修	法律基本科目	68	76
	実務基礎科目	8	
選択必修		2	30
	基礎法学・隣接科目	4	
	展開・先端科目	12	
選択	法律基本科目		
	実務基礎科目		
修了単位			106

法学既修者³²

区分	科目群	必要最低単位	
必修	法律基本科目	32	40
	実務基礎科目	8	
選択必修		2	30
	基礎法学・隣接科目	4	
	展開・先端科目	12	
選択	法律基本科目		
	実務基礎科目		
修了単位			70

³¹ 2017年度法科大学院要項 11頁

³² 2017年度法科大学院要項 12頁

(3) 学生の履修状況

2016 年度（2017 年 3 月）修了者の各科目群の履修単位数（平均値）は下表のとおりであり、配当学期や時間割の面で学生が現実に偏りなく履修することの障害になっている点はない。なお、2015 年度入学者より法学未修者教育充実のため、法学未修者の必修の法律基本科目を増設した。そのため、2016 年度に法学未修者として修了した者の修了要件は、(2) 記載の単位数よりも必修の法律基本科目が 6 単位少なく、70 単位である。

	法学未修者 コース	法学既修者 コース
法律基本科目	63.7	34.0
法律実務基礎科目	16.2	16.3
基礎法学・隣接科目	5.3	6.0
展開・先端科目	15.7	15.3
4 科目群の合計	100.8	71.7

入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるように定めているが、直近 3 年間において展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修している学生は存在しない。

(4) 科目内容の適切性

前回の大学改革支援・学位授与機構による認証評価にて指摘を受けた企業ガバナンス法務（旧名称：企業統治法）及び M&A 実務（旧名称：企業組織再編法）は、法律基本科目である商法Ⅰ（企業組織）、商法Ⅱ（決済システム・企業取引）の内容を教授するものではない。担当教員が、講義及び試験の内容につき、講義要項に記載したとおり、展開・先端科目に相応しいものとしている。なお、企業ガバナンス法務については、担当教員の退職により、2017 年度から廃止している。

また、同様の指摘を受けた企業会計法については 2013 年度カリキュラムより廃止した。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

科目の開設及び単位配分等は適切であり、それぞれの科目は、適切な科目群に振り分けられている。また、配当学期や時間割についても学生に十分に配慮されたものとなっており、その結果として、現状において学生の履修状

況に偏りは見られていない。

2015 年度よりカリキュラムを改正し、法学未修者教育の充実のため必修科目を 6 単位増設しているが、さらに法学未修者 1 年次に、履修科目を増設することも、教授会において議論した。その結果、現状の講義内容を理解させることが重要との結論に至り、講義コマ数を増やす措置は講じていない。また、他の法律基本科目と比べ、実務系科目が少ない公法系科目については、より法律基本科目としての講義コマ数を増やしたいが、全体のコマ数の制約から、現状のコマ数でやむを得ない、と判断している。

3 自己評価

B

〔理由〕全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも良好である。

4 改善計画

特になし

5-2 科目構成(2) 〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

1-1 法曹像の周知に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」(専修大学専門職大学院学則第3条)、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるとして、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。

上記の養成すべき法曹像及び教育理念を追求するため、本学のカリキュラムにおいては、1年次には、法学未修者であることに配慮しつつ、法律学の最も基礎的な知識及び理論を徹底して教育し、2年次及び3年次には、基礎的知識・理論を適用ないし応用し、立論と反論を通じて具体的な法律問題を適切に処理し得る能力を修得させることができるカリキュラムを編成した³³。なお、学生の体系的な科目履修を促すため、6つの履修モデルを用意し、それに対応できる科目配置となっている(この点については、5-4履修(1)〈履修選択指導等〉参照)。

イ 関連科目の調整等

各科目の講義内容については、各担当教員が、効率的・効果的な履修が可能となるカリキュラムを作成し、同一科目の複数のクラスを異なった教員が担当する場合には、教員間において協議し、同一のカリキュラムになるようにしている。また、オムニバス科目(1つの科目を複数の教員で分担)については、担当する教員間の協議を経て、授業内容を決し、その際、重複、脱落が生じないようにしている。また、研究者教員と実務家教員においても、共同に授業を実施している場合には協議し、あるいは、実務科目の内容につき、実務家教員が研究者教員に意見を求めるなどしている。

³³ 2017年度法科大学院要項 19頁

(2) 特に力を入れている取り組み

法学未修者の理解を深めるため、民法では、2年次後期に、民法特論（2単位）、刑法では、1年次前期に、刑法の基礎（総論）（1単位）及び1年次後期に、刑法の基礎（各論）（1単位）、憲法では、従来より設置の人権の基礎理論（2単位）を後期に人権の基礎理論Ⅰ（2単位）、人権の基礎理論Ⅱ（2単位）として細分化させ配置している。

(3) その他

「法情報調査」については、2011年度以降、法学未修者に対する導入授業において、法学入門として「法律の構造と裁判の仕組み」及び「判例とその読み方」の講義を行い、法律を初めて学ぶ学生たちに対して、法情報調査の基礎を講義している。そこでは、我が国の法律の構造（官報や法令全書が原本になること、また改正法は「改め文」の形式で立法されること等）や六法の構造（六法はどのようにして編集されているのか等）、法律の読み方や法律の探し方を講義するとともに、裁判の基本構造についても、判例の持つ意味を確認するに必要な限度で講義している。その上で、実際の判例を複数取り上げ、法律実務家は判例をどのようにして読み込んでいるのかを判決文を確認しながら講義している。さらに判例としての位置付けを確認するためには、最高裁判所調査官解説がどのような意味を持つのか、また判例の探し方についても、公式判例集のみならず民間の判例雑誌も実際に取り上げ、法律実務家として欠くことのできないノウハウを、入学前に講義している。

入学後においては、法学既修者も含め、授業科目として法情報検索（1単位）を配置し、法情報調査の指導を行っている。本科目は選択科目であるが、履修ガイダンスにおいて全員が履修するか情報検索講習会を受講するように指導しており、近時は、新入生全員が履修若しくは受講している。また新入生全員を対象として、図書館が「情報検索講習会」を開催しており³⁴、さらに演習科目等において、適宜、課題に必要な法情報調査についての説明を行っている。例えば、課題の際、参照すべき判例や文献について指示を出し、学生は、その指示に基づき、対象判例・文献を探し出し、授業に臨む必要があるが、その際、必要に応じて、検索方法について言及している。

2 点検・評価

法律基本科目及び展開・先端科目ともに、基礎的知識・理論を、段階的に、修得させるカリキュラムとし、また、憲法・民法・刑法については、法学未修者に対し、その理解を深めるため、より基礎理論を修得させる科目を配置した。その上で、2年次及び3年次において知識や理論の適用・応用力を高めるための演習科目を履修させるような仕組みにしている。また、関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能となるように、内容の重複や脱落到

³⁴ [資料9] 平成29年度 法科大学院 新入生オリエンテーション・ガイダンス日程表

ついて，教員間の協議等で確認している。

3 自己評価

B

〔理由〕授業科目の体系性が，良好である。

4 改善計画

特になし。

5-3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

- ① 「法曹倫理」とは，法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務，誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解，及び裁判官，検察官，弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では法曹倫理（2単位）を実務基礎科目として開設し，3年次の前期に必修科目として全学生に履修を義務付けている。同科目の重要性に鑑み，担当教員として法曹実務家3名（弁護士，元裁判官，元検察官）を配した。授業内容は，弁護士教員による弁護士倫理が中心となる（計10講）が，元裁判官教員は計2講，元検察官教員は計3講を担当し，全体として三者の立場における倫理観の涵養を目的としている。授業方法は，あらかじめ具体的な設例，参考文献，判例及び資料等を示し，各自に，事実上及び法律上の問題点を分析させ，授業に臨むよう指示している。

なお，適宜事前のレポートを求め，講義において各自の意見を発表させている。

（2）特に力を入れている取り組み

裁判官の倫理に関しては，分限裁判に表れた具体的事例を，弁護士倫理及び検察官の倫理については，日常的な実務において生起する具体的事例を取り上げて教材としている。

（3）その他

法曹倫理に関する指導に関連してエクスターンシップの実施の際には，事前に守秘義務等につき十分な指導を行っているほか，その他の法律実務基礎科目においても，適宜，関連する項目につき，教員が説明している。

2 点検・評価

必修科目として，法曹倫理が開設され，裁判官，検察官及び弁護士の立場から，適切な内容の授業が実施されている。

3 自己評価

合

〔理由〕法曹倫理が必修科目として開設されている。

4 改善計画

特になし。

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

「1-1 法曹像の周知」及び「5-2 科目構成（2）科目の体系性」に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条）、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるとして、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げている。

そこで、履修選択指導においても、1年次に、「法律学の最も基本的な理論及び知識」を修得する科目を履修するよう促し、次に、2年次及び3年次においては、基礎的理論の適用・応用あるいは立論・反論をなし得る能力を修得させる科目の履修とともに、学生の将来の進路、興味関心に即した科目を選択するよう指導している。すなわち、社会のあらゆる分野で活躍できる法律家として必須な法律基本科目や実務基礎科目等に加えて、特定の法分野に強く、将来その道の専門家として活躍するための科目も数多く配置し、履修指導を行っている。

また、展開・先端科目の履修にあたり、多くの科目群の中から、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、学生が自ら希望する法曹像に向けた適切な科目を選択することが求められていることから、以下のように、履修にあたってその参考となる基本的な履修モデルを6つ提示している。なお、ここで提示した履修モデルは、あくまで基本となる一般的なモデルであって、実際にどの科目を選択して履修するかは、学生が各自の学修計画に照らして、自ら選択することになる。

①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産法務履修モデル、⑤渉外法務履修モデル、⑥コミュニティサービス履修モデル

詳細については、毎年学生に配付している「法科大学院要項」（2017年度版 全299頁）の4～9頁に記載紹介している。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

法科大学院要項のような印刷物の配付だけでは、履修指導としては不

十分であることから、入学後のオリエンテーションガイダンスにおいて、教務委員長から法科大学院の理念とともに、履修モデルにつき言及し説明している。さらに、各セメスター開始時の履修ガイダンスにおいて、教務委員長が、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、いずれかの履修モデルを選択するよう、再度指示している。また、新学年度開始前に、クラス別に、担当教員2名がクラス指導を実施し、学生からの質問を受けている。

なお、2年次からは、司法試験における選択科目の履修が始まるが、2年次になってから迷い困らないよう、1年次の入学当初から1年後に何を司法試験選択科目として選ぶのか考えておくよう強く指導している。迷うところがあれば、同輩、先輩、教員等に遠慮なく相談するようアドバイスしている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

本法科大学院は、クラス担任制を採用している。クラス担任の教員が、前述したクラス指導の他、個別面談をしているが、その際、履修科目の選択につき、学生からの相談があれば、これに応じている。

さらに、本法科大学院を修了し弁護士資格を有する者が法科大学院事務課の職員として勤務しており、在学中の経験を踏まえた助言等がなされている。

ウ 情報提供

「入学ガイド」に、毎年、本法科大学院修了の実務法曹につき紹介している。

また、実務家教員の授業、アカデミックアドバイザーや支援プログラムの講師として在籍している本法科大学院修了の弁護士との相談において、その業務内容等につき説明をしている。司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンス及び裁判官による講演会を実施し、司法過疎地における弁護士の役割等、裁判官の仕事についての案内を行っている³⁵。

エ その他

特になし。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

本法科大学院の学生の履修科目選択の状況（各科目群の履修単位数の平均）は、以下の表のとおりとなっている。

【2016 年前期】

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	15.0	12.0	2.4	8.4
法律実務基礎科目	0.6	0.1	8.1	4.0
基礎法学・隣接科目	1.1	2.7	1.7	1.8
展開・先端科目		2.9	4.1	3.6

³⁵ 【資料10】「法曹の仕事に関するガイダンス」案内

学生の履修選択の内訳³⁶

基礎法学・隣接科目の内訳：法社会学 10 名 西洋法制史 14 名

日本法制史 20 名 EU法 2 名

展開・先端科目の内訳：

企業ガバナンス法務 14 名 金融商品取引法 13 名 保険法 4 名

独占禁止法Ⅰ 1 名 労働法Ⅰ（基本領域）9 名

知的財産法Ⅰ（著作権法）5 名 知的財産法Ⅲ（産業財産権法）5 名

知的財産法演習 2 名 国際民事紛争解決 3 名 国際私法 4 名

地方自治法 3 名 環境問題と法Ⅰ 6 名

【2016 年後期】

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	19.0	16.8	2.3	10.4
法律実務基礎科目			3.4	3.4
基礎法学・隣接科目	1.4	0	0.4	0.6
展開・先端科目		1.8	3.4	2.9

学生の履修選択の内訳³⁷

基礎法学・隣接科目の内訳

法哲学 7 名 法と経済 6 名 イギリス法 1 名

展開・先端科目の内訳

M&A実務 13 名 独占禁止法Ⅱ 1 名 労働法Ⅱ（展開領域）9 名

労働法演習 8 名 執行・保全法 2 名

知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）4 名 国際取引法 2 名

社会保障法 4 名 消費者法 5 名

刑事法特論（少年法・被害者保護法）1 名 法医学 4 名

【2017 年前期】

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	15.0	12.2	2.1	9.3
法律実務基礎科目	0.9	0.1	7.9	3.0
基礎法学・隣接科目	1.3	1.3	0.5	1.0
展開・先端科目		2.8	4.2	3.4

学生の履修選択の内訳³⁸

基礎法学・隣接科目の内訳 法社会学 7 名 西洋法制史 9 名

日本法制史 14 名

展開・先端科目の内訳

M&A実務 7 名 金融商品取引法 15 名 保険法 13 名

³⁶ [A19] 平成28年度前期授業科目履修者数一覧

³⁷ [A19] 平成28年度後期授業科目履修者数一覧

³⁸ [A19] 平成29年度前期授業科目履修者数一覧

独占禁止法Ⅰ 2名 労働法Ⅰ（基本領域）10名 倒産法Ⅰ 6名
知的財産法Ⅰ（著作権法）4名 知的財産法Ⅲ（産業財産権法）1名
知的財産法演習 4名 国際私法 1名 租税法 1名 医事法 9名
刑事政策 1名 環境問題と法Ⅰ 5名

以上のとおり、学生が選択した、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、多岐に亘っていて、学生の興味・関心に従って適切に履修が為されている。

イ 検証等

前期・後期ともに、学生の履修科目選択が終了すれば、各担当教員に、履修者を知らせている。また、試験終了後には、開講科目成績集計表が教授会において、配布のうえ、その選択科目の状況、成績評価につき、疑問があれば問われ、また、意見が出されている。履修年度ごとの履修登録の結果として履修者数がゼロあるいは極めて少数の科目もあるが、学生に提示した履修モデルに必須な科目である以上、今後も存続させる予定である。

（４）特に力を入れている取り組み

特になし。

（５）その他

特になし。

2 点検・評価

学生の将来の進路に資するものであり、興味関心に即した科目を選択することが、適切な履修選択だと考えている。また、オリエンテーション・ガイダンス、履修ガイダンス、クラス指導、個別面談等で、履修選択について指導しているほか、選択の基準について、6つの履修モデルを示し、選択についての指針を示している。さらに、履修者が少ないなどの理由で、特定科目の履修を選択しないように指導するようなことは、勿論していない。

3 自己評価

A

〔理由〕履修選択指導が、充実している。

4 改善計画

特になし。

5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

各年次における履修科目として登録することのできる単位数は、下表のとおりである。

講義、演習科目においては、実際の履修時間として、週 1 回（90 分）× 15 回＝22.5 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.25 時間となる。

実習科目については 1 単位あたり 22.5 時間としている。また、講義や演習と実習を組み合わせる実施する授業については、授業に占める各形態の回数の割合を求め、それに応じた各形態における 1 単位あたりの授業時間を乗じた時間の総和を授業時間としている。

1 年次 39 単位、2 年次（法学未修者）38 単位、2 年次（法学既修者）36 単位、3 年次は 44 単位を上限とし、それ以上の履修は認めていない。なお、1 年次及び 2 年次（法学未修者）の 36 単位を超える部分については、後述の法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加に基づく加算措置である。また、履修単位数の上限には集中授業科目及び再履修科目（原級留置となった場合の再履修科目や進級後の全ての再履修科目を含む）の単位も含めている。さらに、他の大学院の授業科目の履修（専修大学専門職大学院学則第 34 条に規定）を認めた単位に関しても、上限単位に含めることとしている。長期履修制度（専修大学専門職大学院学則第 21 条に規定）に関しては、過去に該当制度の適用を申し出た者は存在していない。

法学未修者（2017 年度入学者）

区分	科目群	1 年次	2 年次	3 年次	必要最低単位		備考	
必修	法律基本科目	34	30	4	68	76		
	実務基礎科目			8	8			
選択必修	実務基礎科目			2	2	30		
	基礎法学・隣接科目				4			
	展開・先端科目				12			
選択	法律基本科目							
	実務基礎科目							
年間履修範囲*		(39)	(38)	(44)				
修了単位					106			

* () 内の数字は、各年次に履修することができる単位数の上限。

* 年間履修上限単位には、再履修した科目の単位数を含む。

法学既修者（2017 年度入学者）

区分	科目群	2 年次	3 年次	必要最低単位		備考	
必修	法律基本科目	28	4	32	40		
	実務基礎科目		8	8			
選択必修	実務基礎科目		2	2	30		
	基礎法学・隣接科目			4			
	展開・先端科目			12			
選択	法律基本科目						
	実務基礎科目						
年間履修範囲*		(36)	(44)				
修了単位				70			

* () 内の数字は、各年次に履修することができる単位数の上限。

* 年間履修上限単位には、再履修した科目の単位数を含む。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者が法律基本科目について基礎的な学修を確保できるようにするため、未修 1 年次において 4 単位、同 2 年次において 2 単位の履修単位増加措置を 2015 年度入学生から採用している。科目としては、1 年次は、前期に刑法の基礎（総論）（1 単位）、後期に刑法の基礎（各論）（1 単位）を新設した。さらに、公法系の科目として、従来より設置の人権の基礎理論（2 単位）を後期に人権の基礎理論Ⅰ（2 単位）、人権の基礎理論Ⅱ（2 単位）として細分化させている。また、2 年次の後期に民法特論（2 単位）を新設した。法学未修者には基礎的な学修の必要性が高くコアカリキュラムの未消化部分の解消なども含め、既存科目の理解度を深めることを目的としており自学自修に任されていた部分を補う役割として設置している。そうではあるが、学生の自学自修の阻害とならないよう教員懇談会において課題をかさない等の措置をとることが確認された。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

法学既修者においては、履修単位数の増加を行っていない。

(4) その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(5) 無単位科目等

この項目に該当する措置はとっていない。

(6) 補習

補習は行われていない。補講は、休講を補填する措置として位置づけられる。

(7) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(8) その他

特になし。

2 点検・評価

履修科目登録ルールは適切であり，また，遵守されている。

正規の授業時間を超えた補講は実施されておらず，予習・復習，学生間での議論など自学自修の充てるべき時間が不十分となっていることはない。

3 自己評価

合

[理由]①1年次及び2年次の履修単位数上限が年間36単位を超えているが特段の合理的な理由があり，かつ②修了年度の年次の履修単位数上限が年間44単位以下である。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

1年間の授業計画は、毎年4月に配布している「法科大学院要項」に各授業科目のシラバスを掲載し、授業内容、成績評価の基準と方法を具体的に明示している。また、2012年度からは、「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」（平成22年9月16日）を受けて、教務委員会主導のもと、全科目について、シラバスの冒頭に新たに〈授業の目的と到達目標〉の項を設け、授業を通して到達すべき目標を学生に提示している。シラバスの寄稿依頼文においてシラバス遵守の旨を明記しており、基本的に乖離は無い。万一記載内容を変更する必要がある際には、必ず学生への説明及び合意を得るよう徹底している。

（2）教材・参考図書

シラバスに記載したとおりである。

（3）教育支援システム

ポータルサイトによる情報提供や CoursePower によるレポートの出題、提出の管理が利用可能となっている。しかし、学生の自習室と教員の研究室がいずれも法科大学院棟内にありアクセスが容易となっており、法科大学院事務課による課題提出管理を行っていることから、システムの利用はあまり多くない。

（4）予習指示等

各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材をシラバスで指示するとともに、検討課題や授業内容を示した資料を、概ね1週間前に法科大学院事務課窓口から配布し予習を促すことにしている。複数展開の科目については、教材や課題について担当者間の連絡を密にし、相互の均衡を図ることにしている。法律基本科目の演習においては、予め課題を提示し、それについて事前に受講生が十分に予習してきたうえで、教員と学生間及び学生相互間の討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業を進めている。

前述したとおり、シラバスにて各回の授業計画を示し到達すべき点を明

らかにしている。

(5) 到達目標との関係

授業の到達目標の設定は、養成すべき法曹像や教育理念を踏まえながら、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に基づき設定を行うこととしており、授業の計画及び準備は、この到達目標に基づき進められる点において、適切に遂行されているといえる。

時間の制約上、授業でとりあげることのできない項目については、シラバスの＜授業の目的と到達目標＞を踏まえて、学生が自習するよう指示し、そのための助言・指導を継続的に行っている（具体的には、当該項目についてのレポートと解説、レジュメの配布、文献の提示等）。

(6) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、前期・後期の成績評価終了後、全専任教員に対し、教育内容・方法等の改善に関するアンケートを実施し、また、2017年4月には、2016年度後期に授業を実施した全教員に対し、授業の仕方、学生の理解度の確認、授業後のフォロー、対象学年にふさわしい授業の工夫、到達目標との関係等の項目につき、教員各自の自己点検を実施している。

(7) その他

基準3-6に記載のとおり、本学全体においては、各教員について、各学期、最低5コマのコマ数負担の制約が課されている中、本法科大学院においては当該制約が課されておらず（3-6 1（5）参照）、十分な準備の時間を与えている。

2 点検・評価

教員各自が、前期・後期の成績評価終了後、自己点検を実施し必要な改善を行っているため、実施される授業についての授業計画、準備は、その都度、充実したものとなっている。他方、授業では実施できない項目の内容については、司法試験択一試験の結果等からみると、個々の学生が、どのように学習するかに関して、より綿密な指導が求められる。

3 自己評定

B

〔理由〕 授業計画・準備が、充実している。

4 改善計画

本年度の司法試験の結果も踏まえて、教務委員会・教授会における意見交換、合意を得て、改善すべき内容、方法を検討し、改善策を打ち出したい。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

教員調書のとおり、各科目の担当教員は、それぞれ授業担当能力を有し、また、教育内容は適切である。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について、別紙2のとおり、教育内容は適切である。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

1年次（法学未修者）においては、1年間で、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図り、法律基本科目についての体系的理解を修得させるため、講義形式の授業を基本としている。

なお、法学を全く学んでいない者や法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることから、入学後の法律基本科目の履修に支障が生じないように、希望者に対し入学前の段階において、法律基本科目を中心とした「導入授業」を実施している。

段階的学習という観点、すなわち、学習は「入門」的なレベルから「基礎」へと、そして2年次以降には、「応用」「発展」的な問題についても法的な検討や議論ができるように、段階的に知識や法的な考え方を修得させることを意識した教育を行うものとしている。1年次の法律基本科目においては、法学未修者である初学者にも配慮して、入門的なレベルから基礎に焦点をあて、法学未修者の段階として必要な基礎的知識を確実に修得できるように、各教員において工夫した授業を行っている。

憲法については、担当研究者教員間で各学年の授業内容を協議確認し、授業を実施している。民法・民事訴訟法については、各学年ごとの

授業内容につき、専任教員を中心に、当初のシラバスの設定、オムニバス授業の実施等につき協議し決定したものである。このたびの民法（債権関係）改正等に対しても、授業内容や試験実施の方法・内容への対応につき、民法の専任教員や民事系科目の教員で協議する機会を設けた（民法に限らず、授業担当者間で協議する必要性がある場合には、教授会終了後に随時教員懇談会の場を設けるなどして、教員間で意見交換の機会を設けている）。

法律基本科目と実務基礎科目の連携については、行政法、刑法・刑事訴訟法については、研究者教員及び実務家教員が、各年度ごとの授業内容・方法を協議したうえ、授業を実施している。民法・民事訴訟法と民事系実務基礎科目については、実務家教員が、民事系実務基礎科目の内容を研究者教員に伝え、意見を求め、それにより、授業内容を決定する材料にする等の連携をしている。

なお、かつて、FD委員会主催の研究会で、民事系実務基礎科目の内容・方法を報告し、研究者教員から意見が出され、その意見により授業内容も補充・修正されることもあった（このように、研究者教員と実務家教員と間で、授業内容や学習指導について、相互に問題点を話し合ったり、意見交換する機会は、前述した教員懇談会やFD委員会など、少なくない）。基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目との間での連携・調整等は特にしていない。シラバスでの確認で、足りると判断している。

適切な授業が、授業全体のどの程度まで浸透しているのか（適切な授業の割合）という点であるが、教員調書及び全ての専任教員に対する「適切な態様・方法で授業が実施されているか」に関するアンケート実施結果から、各教員において、それぞれ方法は違うものの、いずれの科目でも適切に実施されているものと判断している。

（イ）授業の仕方

法学末修者1年次における授業は、段階的学習という観点から、基礎的理論・知識を、講義形式を基本として、修得させるようにしている。講義形式を中心としつつも、各教員の工夫により、必要に応じて、随時問いかけや質問をすることで、予習の有無や理解度を確認し、また、制度や理論の必要性、さらにはその問題点を認識させたり、問題解決のアプローチの仕方、あるべき結論とその理由などを各自に考えさせる等、授業への能動的参加を求め、法科大学院として適切な授業となるようにしている。2年次以降の演習科目及び実務科目においては、双方向・多方向の議論による授業を基本としており、本法科大学院の特徴である少人数であることをいかした教育をしている。

レジュメは、各教員により作成目的やその内容は異なるが、授業の説明資料だけでなく、予習あるいは復習用として作成し配布している。

各教員作成の「授業の実施」に関するアンケートから分かるように、いずれの教員も学生の理解度を高める工夫をしている。たとえば、パワ

ーポイントを用いて効率的で、学生にわかりやすく、実際に評判のよい授業をしている教員などもいる。

(ウ) 学生の理解度の確認

各教員により、確認の方法は異なるが、課題に対するレポートや起案の内容、小テスト（ないし中間試験）の結果及び授業中の質疑応答での対応により、学生の理解度を確認しつつ、授業を行っている。

(エ) 授業後のフォロー

授業直後に質問に対応しているほか、別途オフィスアワーとして時間をとって質問や相談にのったり、あるいは随時、メールでの質問に応じたりしている。また、授業担当者以外にも、学生が気軽に質問や相談をすることができるように、本法科大学院修了の弁護士によるアカデミックアドバイザーを常設³⁹して、どのような質問や要望にも応じることができる体制をとっている（アカデミックアドバイザーが学生からの求めに応じて答案指導や自主ゼミでの指導などもできるようにしている）。また、アカデミックアドバイザーとは別に、本法科大学院の修了生である弁護士数人に依頼して、授業に対応させた課外指導や課外の支援プログラムも設けるなどして、授業後のフォローアップが十分にできる体制をとっている⁴⁰。

また、提出されたレポートや起案、実施された小テストなどについては、採点・添削あるいはコメントの記載等が全教員により実施されている。

(オ) 出席の確認

授業開始前の出欠確認、出席者の座席表への署名、小テストの回収、質疑応答の際の指名及び応答等で、毎回の授業の出席は必ず確認している。なお、そもそも本法科大学院では1クラスが少人数で行われているので、欠席者がいる場合は、通常、一目で分かるのが実際の状態である。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

各教員は、それぞれが可能な範囲で、有益な授業になるように工夫している。なかには、パワーポイントによる映像資料を用いたり（1名）、受講ノートの作成及び確認をする（1名）などがある。

（なお、映像資料を用いる授業については、その技能の必要性及び作成労力から、各教員がその採用になかなか踏み切れないのが実情である。）

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次においては、講義形式を基本として、基礎理論・基礎的知識を修得させ、2・3年次において、演習科目・実務科目として、その基礎理論・基礎的知識の具体的事例への適用能力、実務での適用・応用能力

³⁹ [資料11] 平成29年度 法科大学院アカデミックアドバイザー制度のお知らせ

⁴⁰ [資料12] 在学生支援プログラムの概要

を養成するため、科目を編成している。

特に法学未修者1年次においては、段階的学習の観点から、まずは基礎的知識や理論を確実に修得させることに焦点をあて、条文の理解（すなわち条文を読んで、正確にその意味を理解できるようにすること）、基礎理論や制度の把握（趣旨・意義・要件・効果の把握）、そして、重要論点について判例法理の考え方を正確に理解できるようにすることに力点をおき、2年次以降での演習科目・実務科目で法的議論を展開することができるように、その基礎固めに徹することを各教員間で確認している（法学未修者教育のあり方について、過去複数回の会合をもって、話し合った結果である）。

（2）到達目標との関係

到達目標については、法科大学院協会の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて、各教員が設定し、シラバス冒頭に記載している。ただし、主に時間的な制約から、その範囲の全てを、授業時間だけでカバーすることは難しいので、レジュメや学生への口頭による指示、その他書面での問題や課題としての明示などにより、学生に必ず修得しておくべき内容を伝え、また、各自で学習するよう具体的に指示している。

授業外の自学自修を支援するための体制としては、各教員のオフィスアワー、前述したアカデミックアドバイザー（本法科大学院修了の弁護士）による学生からの質問への対応がある。

到達目標の達成及び授業外の制度の検証は、各授業における質疑応答、小テスト・起案の結果等により行い、その結果を基に、各教員が授業内で、必要な事項を実施している。また、学生の授業評価アンケートは全ての科目で最終回（又はその1回前）の授業中に必ず実施しており、学生自身の自己評価や担当教員への評価によっても、ある程度確認することができる。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

科目ごとにレポート課題を出させているが、それが同時期に集中して学生に過大な負担となるという弊害が以前指摘されたこともあって、現在では、レポート課題を出した教員は、レポート課題を出した日や提出時期が他の教員にも分かるように、教員室に用意した所定の用紙に記入してもらい、他の教員がそれを閲覧して、レポート課題の時期が重なりすぎないように配慮できるようにしている。

2 点検・評価

上記のとおり、授業担当能力のある教員により、適切な授業が実施されていると考える。また、熱意を持った各教員により、それぞれ、学生に過度に負担がないように配慮したうえ、授業が実施され、また、学生の理解度を確認されている。一方、授業全体において、個々の学生がカリキュラムの全てを十分に

消化し，こなすことができるのか，多くの科目を同時に履修しなければならないことから過度の負担となっていないか等については，なお検証する必要がある。

3 自己評定

B

〔理由〕授業が充実している。

4 改善計画

クラス面談において作成する面談シートに負担感に関する項目を設け，その回答により，過度の負担となっていないかを把握する。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法律学の基礎的理論を徹底的に修得させたいという、その基礎的理論を具体的な事例に、相手方の反論も踏まえて、適用・展開させる能力を修得させる授業である。これは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この能力こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力だからである。また、議論による問題解決能力を修得させる教育理念については、1-1で述べたとおり、教員間で共通の認識となっている。

（2）授業での展開

ア 法律基本科目

1年次にあつては、基本的な理解を目的として、統治の基本理論・人権の基礎理論ⅠⅡ・民法Ⅰ～Ⅲ・商法ⅠⅡ・民事訴訟法・刑法Ⅰ・Ⅱ・刑法の基礎（総論・各論）・刑事訴訟法ⅠⅡを配置している⁴¹。

2年次にあつては、1年次を経た法学未修者、法学既修者認定を受けた法学既修者は、基礎的知識を有することを前提として行政法以外の科目については、基本的には演習を中心として、従前の知識の理解力を問い、応用的な展開を目指している⁴²。具体的には、刑事法総合演習Ⅰ～Ⅲ、民事法総合演習Ⅳ及びⅤのように研究者教員と実務家教員、又は実務家教員が科目担当者を務める科目を設置し、理論的な知識に加え、実務的な視点を植え付ける授業を展開している。

イ 法律実務基礎科目

法律基本科目での学習を前提として、民事実務演習と刑事実務演習を配置している⁴³。また、法律実務基礎科目で民事法文書作成と刑事法文書作成を受講することで、実務で求められる法律文書の書式等の形式面を学習するのみでなく、その書面作成の前提となるべき法律知識が実際の書面作成上で表現出来るか等を確認している。法律実務基礎科目担当教員は、いずれも実務経験豊かな実務家教員であり、前記（1）の理論と実務の架橋の意義を十分に理解して、実務的な指導は勿論のこと基礎的理解が不十分な点も補充するなどしている。

ウ 展開・先端科目

本法科大学院の展開・先端科目は、司法試験の選択科目を網羅するだけでなく、金融商品取引法、保険法、社会保障法、法医学等31科目が

⁴¹ 2017年度法科大学院要項 19頁

⁴² 2017年度法科大学院要項 19頁

⁴³ 2017年度法科大学院要項 19頁

開講されている⁴⁴。このような多様な講座展開で学生は自ら選択した多様な法律科目についての理解を得ることができ、このことが、今後実務家となった際、専門分野を深めていく資質になるものと考えられる。基礎的な理解を得た者が実務的な対応に優れているという成果も得られていることから、多様な展開・先端科目の開講自体が、理論と実務の架橋に役立っていると考えられる。

(3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

理論的教育と実務的教育でどのような授業が行われているかを知ることが、相互理解にとって有用である。このための制度として、前期・後期に教員相互による授業参観を実施して、授業の進行、内容等についての報告書を作成して、授業担当者に情報提供を行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

F D委員会主催のF D研究会においても、研究者教員と実務教員がそれぞれの授業方法等について報告を行って、各授業内容を共有する機会を設けている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育理念である、議論による問題解決能力を修得させることは、全教員の共通認識であり、それを意識して、1年次に基礎理論をさせ、2，3年次に、基礎理論を適用・展開する能力を修得させる授業を実施している。

3 自己評価

B

[理由] 理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

特になし。

⁴⁴ 2017年度法科大学院要項 19頁

6－3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

臨床科目の開設で達成しようとしている内容は、学生が実務家になって経験する実務について体験的に学習することと、この経験によって実務家になりたいという学生のモチベーションを高めることにある。この目的が達成できていることは、例えば、エクスターンシップで学生に作成させる報告書で、様々な実務処理を体験する中で、各実務家が問題にどのように取り組んでいるかを体験し、実務家のイメージを得たと多数回答していることから明らかである。

（2）臨床教育科目の開設状況等

臨床科目として、模擬裁判、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップの4科目を3年次に開講実施している。このうち、模擬裁判は必修であり、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップは、2科目の選択必修である⁴⁵。2016年度における各科目の履修人数（単位取得人数）は、模擬裁判が17（17）名、ロイヤリング16（16）人、クリニック11（11）人、エクスターンシップ9（9）人であった⁴⁶。2017年度前期においては、クリニック13（13）人であった⁴⁷。

模擬裁判は、夏期集中授業として、土日2週にわたって刑事模擬裁判と民事模擬裁判を開講している。その中で、事案の分析、法的整理、主尋問、反対尋問を準備して、実際に尋問することとしている⁴⁸。ロイヤリングでは、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務を、ロールプレイを取り入れて学生に学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させている⁴⁹。クリニックは、今村記念法律事務所で開催されている法律相談に学生が立ち会い、事実聞き取りをして、同席の弁護士が法的見解を述べるという方式で行っている⁵⁰。また、この法律相談の聞き取りに先だって法律相談で多い事例である借地借家、金銭消費貸借、交通事故、離婚相続等について担当教員が事実聞き取り上の注意点等の説明をしている。エクスターンシップは、法律事務所等で実際に実務家と行動を共にして、実務家が、どのように基礎的理論を実務における事例に適用しているかを、体験させることを目的としている。また、エクスターンシップについては、各事務所の特徴を事前に説明したうえ、学生の希望を参考に配属先を決定している。この際、学生は希望する取り扱い事件、場所等を総合的に判断して、

⁴⁵ 2017年度法科大学院要項 19頁

⁴⁶ [A26] 2016年度前期授業科目別成績集計表、2016年度後期開講科目成績集計表

⁴⁷ [A26] 2017年度前期開講科目成績集計表

⁴⁸ 2017年度法科大学院要項 175頁から177頁

⁴⁹ 2017年度法科大学院要項 180頁、181頁

⁵⁰ 2017年度法科大学院要項 178頁、179頁

希望事務所を選択できるようになっている。

クリニックとロイヤリングにあつては、教員が学生に対して問題を提供して、グループディスカッションを行うことで、問題分析手法にも色々な考え方があることを認識させている。

クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③ローファームで行われた法律相談、④ローファームへの立入り、等の機会を通して知り得た事項について、理由と方法の如何を問わず第三者に対して伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から徴求している⁵¹。また、損害賠償保険として、法科大学院生全員が法科大学院生教育研究賠償責任保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に加入している。

クリニック及びエクスターンシップにおいては、担当教員が、単位認定の責任者となり、研修先の実務指導者と連携して、研修学生を適切に指導監督している。さらに、当然のことながら、研修学生には、研修先からの報酬を受け取ってはならない旨の指導を徹底している。評価については、研修担当弁護士の評価を 80%、出席・起案状況等を 20%の評価基準としている⁵²。この研修担当弁護士への評価の依頼については、事前にシラバスを送付し、授業内容の理解を求めた上で行われている。各研修担当弁護士の評価と各学生の報告書を総合的に評価して良好な者に 80 点以上を、平均的な学生に 75 点を、それ以下の者には 70 点を配点している。

模擬裁判にあつては、基本的には担当教員が各学生の評価を行っているが、学生の発言等を民事模擬裁判・刑事模擬裁判ともに各 3 名の教員が見ており、学生の成績評価でずれが生じたことはない。

（3）特に力を入れている取り組み

ロイヤリングにあつては、DV被害者からの事情聴取手法の特殊性、カウンセリングと法律相談との違いについて、専門家（臨床心理士）をゲストスピーカーとして招き、専門分野からの視点で説明を行っている⁵³。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

臨床科目 4 科目の内、模擬裁判 2 単位の外に、ロイヤリング、エクスターンシップ及びクリニックの中から、2 科目を履修しなければならないことから、本法科大学院での臨床科目の位置づけは重視されている。また、臨床科目を履修することで、それまでの法律科目の学習が実務でどのように使われているかを知ることができ、より法律を立体的なものと理解できるようにしている。

模擬裁判にあつては、刑事・民事模擬裁判ともに各 3 名の教員が配置されて

⁵¹ 〔資料13〕誓約書の見本

⁵² 2017年度法科大学院要項 179頁，182頁

⁵³ 2017年度法科大学院要項 180頁，181頁

おり、初日の授業終了後も学生からの質問受付、尋問準備など熱心に対応に当たっている。

3年次のガイダンスで、クリニック、ロイヤリング、エクスターンシップの授業内容についての説明を行い、各学生が授業内容を十分に理解して、履修できるように努めている。

3 自己評価

B

〔理由〕 臨床科目が、質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

特になし。

6－4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

履修モデルとして、「涉外法務履修モデル」⁵⁴を設け、基礎法学・隣接科目として、EU法、法と経済及びイギリス法、展開・先端科目として、国際民事紛争解決、国際私法、国際取引法、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ(演習)、知的財産法Ⅰ(著作権法)、知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)、知的財産法Ⅲ(産業財産権法)、知的財産法演習、M&A実務、保険法、独占禁止法Ⅰ、独占禁止法Ⅱ等を配置し、これら科目の履修が望ましい旨、学生に伝えている。

なお、かつてEU法においては、原文講読も、授業方法として存したが、現時点では、授業方法として、原文購読をする科目はない。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

1(1)のとおり、国際性涵養に関わる科目は、多数存するが、原文購読を授業方法として採用する科目は存しない。在学生数、興味・関心度及び学生に過度に負担を掛けない配慮等から、やむを得ない、と考えている。

3 自己評価

B

[理由] 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

特になし。

⁵⁴ 2017年度法科大学院要項 8頁

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数

資料として提出する【2014年度法科大学院授業科目履修者数一覧（後期）】～【2017年度法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】のとおりである。

必修の法律基本科目については、再履修の者を加えても30人は超えず、少人数教育となっている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各1展開のため、選択する学生が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。

なお、学則上第50条に規定する科目等履修生の入学許可については、現時点で予定していない。さらに、学則第51条に規定する特別聴講生についても、現時点では、入学許可は予定していない。また、本学の他専攻等の学生が本法科大学院の授業を履修することについても、制度上認めていない。

（2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目で、1クラスが60人以上の人数となる授業はない。

【2014年度法科大学院授業科目履修者数一覧（後期）】～【2017年度法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】のとおり、2クラス編成を採用した法律基本科目につき、過去においては1クラスの学生数が10人を若干下回るクラスが存在したが、2017年度においては、入学者が定員を充足したこともあり、解消されている。

特に2年次の法律基本科目については、概ね15名程度の履修者に対し、個々の学習到達度を確認しながら、きめ細かい指導を行うという観点で多くの科目を複数のクラスに分けているが、授業開講計画立案時期の問題もあり、入学者数の多寡により10人を下回る科目が発生する状況となっている。

なお、3年次配当科目において在学学生数が10人を下回ることが予め把握される科目（2017年度では、行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）が該当）については1クラスに変更のうえ開講するなど、一定程度の履修者数により授業が実施されるよう配慮している。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目の1クラスの学生数は、ほぼ10人以上50人以内である。過去には1クラスの学生数が10人を若干下回るクラスが存在していたが、現状では解消されている。

3 自己評価

B

〔理由〕 法律基本科目の1クラスの学生数が10人を若干下回る程度である。

4 改善計画

特になし。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行う。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数进行う。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないこと进行う。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2013年度	55人	29人	52.7%
2014年度	55人	19人	34.5%
2015年度	55人	21人	38.2%
2016年度	28人	21人	75.0%
2017年度	28人	28人	100.0%
平均	44.2人	23.6人	53.4%

入学定員及び入学者数は上表のとおりである。入学者数は過去5年間の平均で入学定員を上回っていない。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

過去5年における平均入学者数は、入学定員の110%を上回っておらず、現時点にて特段の施策を行う必要はないと考えている。

（3）特に力を入れている取り組み

入学者選抜における合格者数を的確に判断するため、経年データに基づき、適切に判断している。

（4）その他

厳格な合格判定の実施を前提として、2月ないし3月に至るまで入学者選抜試験を実施し、入学定員の充足率の維持に努めている。⁵⁵

2 点検・評価

入学者数は過去3年間の平均で入学定員を上回っていない。

また、入学定員を大幅に上回らないよう、入学者選抜においては、過去の実施データの分析等に基づき、適切な入学定員管理に努めている。

⁵⁵ 2018年度入学ガイド 6頁

3 自己評価
合

[理由] 入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

当面は現在の方策を継続する予定である。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1 年次	10人	15人	150.0%
2 年次	28人	25人	89.3%
3 年次	43人	21人	48.8%
合 計	81人	61人	75.3%

〔注〕「在籍者数」には、休学者を含む。

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	165人	96人	58.2%
2014年度	165人	66人	40.0%
2015年度	165人	59人	35.8%
2016年度	138人	57人	41.3%
2017年度	111人	61人	55.0%
平 均	148.8人	67.8人	45.5%

〔注〕「在籍者数」には、休学者を含む。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

現時点では、定員を充足することを重視しており、この点について特段の施策を行う必要はないと考えている。

（3）特に力を入れている取り組み

上記のように、この基準に関しての特段の取り組みは行っていない。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

上記の表で示したように、評価実施年度における1年次だけは在籍者数が定員を上回っているが、過去5年間を通じて見ても、在籍者数は収容定員内となっており、「在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと」という本評価基準を充足していると評価できる。

3 自己評価
合

[理由] 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画
特になし。

7-4 施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（１）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本法科大学院は、入学定員が2016年度以降は28人（2015年度までは55人）、収容定員111人、専任教員21人の体制であるが、当初は入学定員60人、収容定員180人であり、かつ将来的に若干の規模拡大にも十分対応できることを念頭に整備したため、施設には十分な余裕がある。教室等については、中教室（50～80人規模）6室、小教室（20～30人規模）9室、法廷教室1室を備えているため、現状の同時限展開数4展開以下であることから、余裕を持った教室運営をしている。

また質的にも最新の設備及び冷暖房を完備して万全を期している。設備についてより具体的に言えば、法廷教室、中教室には最新鋭のAV機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能なAV機器を利用して同様の授業ができるようになっていく。

法科大学院生が授業時間以外の学習時間の大半を過ごす自習室については、学習に徹底して集中できるよう次のような機能的工夫をしている。

- ①個々に用意したキャレルは、一般的なものより大きく、法令集等の書籍を広げながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。
- ②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。
- ③自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気演出している。
- ④無線LANを設置してIT環境を整えている。

座席の数量としては、本法科大学院の在籍者数61人〔実質収容定員81人（28+28+25）〕に対して264席用意している。残りの203席については、修了1年目の修了生に対し、1年間（修了した年の4月1日から翌年の3月上旬まで）無料で貸与しているほか、希望者に対しては、司法試験が終了するまで（5月31日）の利用延長も認めている。さらに2015年度からは修了2年目にも条件によって無料にての利用延長も認めている。

また、自習室は、教室、図書館法科大学院分館と同一の建物内に設置され、殊に図書館分館所在階の1階上と2階上に位置するために、学习上非常に便利な配置となっている。

学生の議論スペースとしては、自習室と同階である7階と8階に1部屋ずつ学生ラウンジを設置している。学生ラウンジには、それぞれコピー

機を1台ずつ設置しており、それ以外にも図書館に2台（うち1台は教員優先）コピー機を設置している。学生ラウンジに設置しているコピー機は、自習室利用時間と同じ8時から23時に利用でき、図書館内のコピー機の利用時間は図書館の開閉時間と同じである。

教員室については、現在専任教員21人に対して、その数を上回る23室を用意している。また学生のオフィスアワーに支障のないよう配慮をして、1研究室当たりの面積を従来の本法科大学院の研究室に比べ広くし（平均23.12㎡）、それに対応するためのテーブルを設置している。

非常勤教員用としては、大きめの共同研究室1室（28.52㎡）を備え、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。

教員が学生と面談するスペースとしては、上述した教員研究室を中心に行われているが、教員ラウンジを活用している教員も多々見受けられる。

法科大学院棟はオートロックシステムを採用しており、学生証による認証によって入退館を管理している。そのため、部外者がみだりに法科大学院棟内の施設に立ち入ることはできない仕組みとなっている。また、本法科大学院の教室、自習室、教員室、図書館法科大学院分館、法科大学院事務室等全てが法科大学院棟（大学8号館）に収められ、利用上便利なものとなっている。とりわけ図書館法科大学院分館は、学生が図書資料をより有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置されており、閉館時間についても、自習室の利用時間には可能な限り利用できるよう午後10時とするなどの配慮をしている。これらの諸施設は法科大学院用であるが、法科大学院の授業に差し支えない範囲内で、その承諾の下に、一部学部の課外授業等にも教室が利用されている。

イ 身体障がい者への配慮

2017年度までの本法科大学院の入学者において、身体に障がいのある学生は存在していないが、今後、身体に障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障がいを負った場合には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づきつつ、当該学生の具体的な要望を聞いて可能な限り対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

なお、現在、障がいのある学生が校舎を利用する場合においては、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

（2）問題点及び改善状況

改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が2001年12月26日付けで示した「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言（「施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組の創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷等の施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材等の情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。」）を基に設計・施工した。なかでも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての自習室（特にその中のキャレル）の充実であり、その結果、法科大学院創設以来、常に利用者である学生達から好評を博している。また量的にも在学生全員が専用として占有できるようになっている。さらに修了1年目の修了生及び2015年度からは修了2年目以降の修了生にも条件によっては無料で在学生同様の使用を認めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のとおり、授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備について十分な余裕がある。また、図書館法科大学院分館、情報端末室は、学生が有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置されている等、教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられている。

3 自己評価

A

[理由] 施設・設備は非常に適切に確保、整備されている。

4 改善計画

当面は現在の方策を継続する予定である。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

本法科大学院は独立した法科大学院棟8号館の6階のスペースに、法科大学院用図書館（専修大学図書館法科大学院分館、以下、本図書館又は法科大学院分館とする）を有し、教員と学生の利用の便を図ってきた。本図書館は、500㎡以上の床面積に約64,000冊収納の書架を備えている。

本図書館の利用者のために、法科大学院での教育及び学習に必要とされる判例集を中心にした書籍が収納され、さらに、関連する図書を備えており、法律専門図書館としての体裁を整えている。

本図書館の利用者として、教員と在学生だけでなく、受験準備期間にある修了生も予定しており、さらに、すでに法律家として勤務している修了生が訪れて必要な情報を得ることができるようになっている。本図書館の座席は、在籍学生数61〔実質収容定員81人（28+28+25）〕に対して79席用意している。

本図書館の利用時間は、終電時刻等を配慮して、午前9時から午後10時までとしている。また、25日程度の休日開館を含め、年間開館日数は約300日となっており、本法科大学院の他の図書館と較べて多く開館されている⁵⁶。

専修大学では、神田キャンパス内に専修大学図書館神田分館があり、こちらで法科大学院分館に収納されていない、図書、雑誌を利用することができる。図書の所在は図書館WebサイトからOPACの検索システムを通じて検索が可能であり、法科大学院分館、神田分館、さらに生田図書館の蔵書の有無や貸し出し状況を確認し、利用することができる。

近隣の日本大学法学部図書館との間に相互利用の協定を結んでおり、同図書館の利用も可能となっている。

本図書館に所蔵されている図書、雑誌は以下のとおりである（H29.6現在）。

所蔵資料⁵⁷

①図書 22,891冊（和書21,171冊 洋書1,720冊）

②雑誌 和書 208タイトル

洋書 18タイトル

なお、本学図書館の法科大学院分館と神田分館は、合計すると約50万冊の

⁵⁶ 〔資料14〕平成29年度図書館開館日程 ー法科大学院分館ー

⁵⁷ 〔資料15〕図書所在別冊数表（平成29年6月30日現在）

図書及び資料を所蔵しており、本学全学図書館の蔵書は約188万冊になる。

紙媒体だけでなく、データベースやインターネット情報等あらゆる情報を入手する機能を6階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書館内の情報検索コーナーと併せて、法令・判例等のデータベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセンター的位置づけとした。

主要データベース

- 1) beck-online
- 2) D1-Law.com 法律判例文献情報・判例体系・現行法規〔履歴検索版〕
- 3) Hein-On-Line
- 4) JURIS Online
- 5) LEX/DBインターネット
- 6) LexisAdnance
- 7) LLI判例秘書アカデミック版
- 8) Westlaw Japan
- 9) 官報情報検索サービス
- 10) 聞蔵Ⅱシリーズ
- 11) 日経テレコン
- 12) ヨミダス歴史館

情報検索の講習会は、図書館員により随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。

新着の雑誌については別にコーナーを設けて閲読できる他、数種の新聞・雑誌を読むことができる。

コピー機を2台設置し、必要な文献をコピーすることができる。

本図書館に携わる職員2名（レファレンス担当を含む）は司書の資格を有し、図書館利用時間には常駐しており、利用者の便宜を図っている。レファレンスは、利用者のさまざまな質問に答えている。

本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理者からなる専修大学図書館委員会が組織されており、本法科大学院の専任教員1名もその委員として加わり、法科大学院分館以外の本学図書館の運営にも参画している。法科大学院の図書館委員は、神田分館の図書館職員と日常的に連絡を取りながら、法科大学院分館の運営に携わっている。

(2) 問題点及び改善状況

本図書館の開館日についての学生の要望を受け入れ、開館日を本学の他の図書館よりも増やした。試験前には、休日開館も行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

教員推薦図書コーナーを設け、各教員の専門科目についての推薦図書を毎年新しいものにしてきた。この推薦図書は、場合によっては同一の本が複数冊用意され、また図書館内での利用に限定することによって、多くのものが閲読できるように工夫されている。

他の法科大学院が刊行する雑誌については、相互交換を行い本図書館に収められている。

(4) その他

学生が希望する図書についてはできるだけ購入しており、その結果については直ちに図書館に掲示されてきた。

雑誌を製本化する場合は、神田分館と時期をずらすことによって、どちらかで読めるようにしてきた。

2 点検・評価

本図書館は、法科大学院専用棟内にあるために、時間を要せずに移動ができ、広い空間で必要な資料を閲読できる。必要な図書がどこにあるかは明瞭であり、図書館内の移動もスムーズに行うことができる。

各閲覧机に照明が設けられ、十分な明るさが確保されている。

利用した資料は館内数か所に置かれた館内閲覧図書返却台に戻せばよいシステムを採用し、本棚の整理は図書館職員が行っているため、本の整理整頓は適切になされている。

基本書については、新刊本が収められるようになっており、そのための予算も配慮されている。

本法科大学院の図書館については、最高の評価を与えることができる。ただし、神田図書館については空間的に十分でない部分があるために、教員にとっての図書の利用が難しい部分がでてきた。新しい校舎に予定される図書館との関係を明確にしておくことが必要であろう。

学生からの積極的要望を受けるだけでなく、広く情報を収集し、学生が必要とする図書がないか、及びそれを図書館に収められるかどうかについても、できる限り検討したい。

3 自己評価

A

[理由] 情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

4 改善計画

特になし。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

事務体制としては、法科大学院事務部・法科大学院事務課を設置し(部長1名、課長補佐1名、掛長2名、主任1名、課員1名、常勤嘱託1名、雇員(常勤)1名、計8名)、本法科大学院の運営に関わる全ての事務事項(教務、学生支援、入試・広報、事務システム、教授会、教員人事、自己点検・評価、第三者評価、研究助成、法科大学院運営委員会、研究室受付等)の業務を行っている。

(2) 教育支援体制

本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教員室・研究室受付として常勤嘱託の担当者を1名配置している。具体的な職務内容は以下のとおりである。

身 分	勤務地	所 属	職務内容
常勤嘱託	神田校舎	法科大学院事務課	・教材作成補助業務 ・学生へのレジュメ等配布業務 ・教員室兼研究室受付業務 ・その他法科大学院事務課に関する業務

(3) 特に力を入れている取り組み

法科大学院事務部・法科大学院事務課スタッフの熱意・努力により、教員・教授会との連携が図られ、教育目的達成のための学生支援の体制が整っている。

在学生支援プログラムでは、本法科大学院教員と事務課スタッフの間で、年4回程度プログラム全体についての打ち合わせを行っている。さらには、プログラム実施方針に基づき、教員、実務家講師、事務スタッフ間で共通の認識の下学生指導に当たれるよう、弁護士資格を有した事務職員が橋渡し役を担い、情報の共有を図っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

必要なスタッフは確保されており，教員，事務スタッフの連携による充実した教育・学習支援体制が敷かれている。

3 自己評価

A

〔理由〕 支援の体制が，非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。

学内奨学金としては、学術奨励奨学生、今村力三郎記念奨学生、経済支援奨学生に分類される⁵⁸。

ア 学術奨励奨学生は、次のとおりである。

（ア）新入生学術奨励奨学生（2014 年度入学者まで適用）

本法科大学院の入学者選抜試験の成績上位者で、2 年制（法学既修者）及び 3 年制（法学未修者）の合格者の 20%程度を採用予定人数とし、入学金、授業料及び施設費相当額を 2 年間奨学金として支給。

（イ）特別学術奨励奨学生（2014 年度入学者まで適用）

本学卒業生の本法科大学院合格者のうち新入生学術奨励奨学生に次ぐ成績優秀者を対象とし、2 年制（法学既修者）及び 3 年制（法学未修者）における若干名を採用予定人数として、授業料の 2 分の 1 相当額を 2 年間奨学金として支給。

（ウ）スカラシップ入試奨学生（2015 年度入学者から適用）

本法科大学院の入学者選抜試験（スカラシップ入試）の合格者で、法学未修者及び法学既修者のうちから 20 名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額並びに月額 8 万円（年額 96 万円）を法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間奨学金として支給。

（エ）新入生学術奨励奨学生 A（2015 年度入学者から適用）

本法科大学院の入学者選抜試験の合格者のうち、その成績が極めて優秀な者で、法学未修者及び法学既修者のうちから 10 名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額を法学未修者にあつては 3 年間、法学既修者にあつては 2 年間奨学金として支給。

（オ）新入生学術奨励奨学生 B（2015 年度入学者から適用）

本法科大学院の入学者選抜試験の合格者のうち、その成績が優秀な

⁵⁸ [A5] 専修大学法科大学院奨学生規程

者で、法学未修者及び法学既修者のうちから10名以内とし、授業料の2分の1相当額を法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間奨学金として支給。

(カ) 新入生特別学術奨励奨学生（2015年度入学者から適用）

専修大学の卒業生で、本法科大学院の入学者選抜試験の合格者全員に、月額8万円(年額96万円)を法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間奨学金として支給。

なお、入学後の成績（GPA）が不良な者に対しては、奨学金支給停止の措置も取っている。

採用年度	新入生学術奨励 奨学生採用者数			特別学術奨励 奨学生採用者数			合 計
	1年次	2年次	小 計	1年次	2年次	小 計	
2013 年 度	1	4	5	1	2	3	8
2014 年 度	4	5	9	1	3	4	13

採用年度	スカラシップ入試 奨学生採用者数			新入生学術奨励 奨学生A採用者数			新入生学術奨励 奨学生B採用者数			新入生特別学術奨励 奨学生採用者数			合 計
	1年次	2年次	小 計	1年次	2年次	小 計	1年次	2年次	小 計	1年次	2年次	小 計	
2015 年度	4	5	9	2	1	3	2	2	4	3	5	8	24
2016 年度	9	5	14	3	1	4	1	1	2	3	2	5	25
2017 年度	9	13	22	1	2	3	1	0	1	2	2	4	30

イ 今村力三郎記念奨学生は、次のとおりである。

本法科大学院の在学生のうち、前年度の学業成績が上位であり、かつ、日頃の学習態度及び人物の点からも専修大学が誇れる法曹となることが期待できるものに授業料の2分の1相当額を奨学金として支給する。ただし、学術奨励奨学生の受給者は、対象外とする。

採用年度	今村力三郎記念 奨学生採用者数		
	2年次	3年次	合計
2014年度	0	0	0
2015年度	1	1	2
2016年度	0	3	3
2017年度	0	0	0

ウ 経済支援奨学生は、次のとおりである。

- (ア) 利子補給奨学生は、修学の継続のために金融機関の教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、在学期間中、毎年度申請することができ、当該年度の金利負担分を奨学金として支給。
- (イ) 家計急変奨学生は、主たる家計支持者の死亡又は失業、長期療養等に基づく経済的困窮により修学の継続が困難な者に対して、授業料の25%相当額を採用時に支給。
- (ウ) 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震等に被災した者に対して、20万円を上限として支給。

採用年度	利子補給 奨学生採用者数				家計急変 奨学生採用者数				災害見舞 奨学生採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	
2013年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2015年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2016年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金が中心となっている。また、定期採用の他に2009年度入学生より入学前に出願ができ、入学後「進学届」を提出することにより、4月から貸与を受けることができる予約採用を導入した。

その他の国土育英会奨学生等様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板に掲示して学生に対する広報を行っている。

採用年度	第一種奨学生 採用者数				第二種奨学生 採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
2013年度	1	5	1	7	2	3	4	9	16
2014年度	3	5	3	11	2	1	3	6	17
2015年度	3	5	2	10	0	0	1	1	11
2016年度	3	1	1	5	2	0	1	3	8
2017年度	3	8	1	12	2	3	1	6	18

※併用貸与を受けることができる。

(2) 障がい者支援

ア 就学のために必要な施設及び設備について

身体面において障がいのある学生が校舎を利用する場合、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

イ 修学上の支援等について

これまでの本法科大学院の入学者において、身体に障がいのある学生は存在していないが、障がいのある受験生からの問合せはあり、上記の施設や設備を案内している。今後、身体に障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障がいを負った場合には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づきつつ、当該学生の具体的な要望を聞いて可能な限り対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

人間関係トラブルについては、本学の二つの窓口が対応している。

まず、2011年4月1日に制定したキャンパス・ハラスメント防止規程のもと、セクシュアル・ハラスメントに限らず、学内で生じる各種ハラスメントの防止や事後的対応について、本学キャンパス・ハラスメント対策室が担当している⁵⁹。同対策室は、各学部・大学院の教員及び職員の代表者から構成される全学的な組織であり、本法科大学院の専任教員1名が同対策室の構成員となっている。同対策室に対する相談は電話又はメールで行うことが出来るほか、直接本学生田キャンパス内の同対策室に相談に行くことも出来る。また、神田キャンパスで相談を希望する者に対しては、連絡を受けた際に、担当者が、生田キャンパスから神田キャンパスに移動して相談・対

⁵⁹ 参照<<https://www.senshu-u.ac.jp/about/efforts/harassment/>>。

応にあたる体制ができている。

また、本学神田 1 号館には学生相談室が開設されており、カウンセラーが常駐している（月曜日から金曜日の 10 時から 19 時まで、土曜日の 10 時から 12 時まで。）⁶⁰。ここではハラスメントの訴えにまで至らない人間関係上のトラブル等についても随時相談できる体制が整えられているほか、ハラスメント事案の場合には随時学生相談室とキャンパス・ハラスメント対策室とが情報共有して対処する体制が整えられている。

加えて、本法科大学院のクラス担任制度も、人間関係トラブル等の相談窓口としての意義を果たしている。クラス担任となっている教員には、学期毎に行われる個々の学生との面談の機会などに、学生からの人間関係上の相談が寄せられることがあり、それに対しては適宜アドバイスをするほか、必要な場合には学内の適切な窓口へ引き継ぎを行うこととなっている。

（４）カウンセリング体制

本法科大学院での各種相談・学生対応体制の概略は、前述のとおりである。相談及びハラスメント等対応にあたっては、学生相談室のカウンセラーには全員臨床心理士を配置しており、またハラスメント対策室での対応は、相談や連絡等の受付は、大学職員が行いハラスメント対策室で調査委員会を立ち上げる等しているが、その際、臨機応変に臨床心理士が協力しつつ事案に対応する体制をとっている。

キャンパス・ハラスメント対策としては、新入生のガイダンス時に本学でのキャンパス・ハラスメント相談対応の流れ等を記したリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を配布し、相談受付窓口を紹介しているほか、本学の Web サイトでも必要な情報を提供している。また、学生相談室については、前述のとおりクラス担任への相談から紹介を行うことがある。さらにアカデミックハラスメント防止等の目的から、本法科大学院教授会において、適宜注意を促すような取り組みもおこなっている。

各相談窓口の利用状況であるが、キャンパス・ハラスメント対策室については、2015 年度は全学での相談件数は 21 件（内 法科大学院 1 件）、2016 年度においては全学での相談件数は 21 件（内 法科大学院 0 件）であった。学生相談室については、2015 年度は全学での相談件数は 4,578 件（内 法科大学院 0 件）、2016 年度においては全学での相談件数は 3,982 件（内 法科大学院 0 件）であった。なお、キャンパス・ハラスメント対策室に、法科大学院の学生が相談した場合、制度としては、事柄の性質上、法科大学院に相談者やその内容について、連絡することにはなっていない。他方、法科大学院に相談があった場合には、キャンパス・ハラスメント対策室あるいは学生相談室を紹介し連携した対応を行う体制をとっている。

（５）問題点及び改善状況

⁶⁰ 参照<<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/counselling/>>。

特になし。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

2011 年より司法修習生への給費制が廃止されたことから、能力のある法曹希望者が経済的理由により法科大学院への進学を諦めることがないよう、月額 8 万円を支給する制度など他大学には見られない本法科大学院独自の充実した奨学生制度を、2015 年度入学者から採用している。当該制度により、アルバイトで勉強時間を確保できないということがないようにして、法科大学院在籍中は勉強に専念できるように配慮している。なお、2017 年度以降に採用予定の司法修習生に対しては給費制を一部復活させることになったが、法科大学院在学中の経済的支援の必要性は依然として高いことから、制度変更は加えていない。

もっとも、法科大学院生の経済的支援のため奨学生制度を充実させたが、その特質上、入学後の成績が不良な者に対しては、奨学金の支給を停止せざるをえず、そうした事態に至らないよう学生の指導をきめ細かく行っていくことが課題であるが、厳格な成績評価との兼ね合いで停止に至る学生が毎年存在していることが問題点である。

奨学金以外の支援については、利用状況自体が実態としてほぼないため評価することが極めて難しいが、利用者が出た場合には適切に対応できる仕組みが作られている。

3 自己評定

A

[理由] 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

4 改善計画

特になし。

7－8 学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（１）アドバイス体制

ア 入学前の説明会⁶¹

入学予定者に対しては、入学前に「入学予定者説明会」を開催している。入学後どのように学習するか、また、司法試験で求められているものは何か等についても説明し、法曹実務家に求められるものを、具体的事例を用いて解説している。入学後の学習イメージを持たせ、入学者特有の不安の払拭に努めている。

イ 新入生ガイダンスについて

入学後の「新入生オリエンテーションガイダンス」においては、まず、法科大学院長から本法科大学院における教育理念・教育目的を十分な時間をかけて説明し、学生の理解を深めるようにしている。

ウ クラス担任制について

1年次から4年次までのクラスについては、2名のクラス担任がいる。1クラスは15名程度の単位としており、専任教員が持ち回りで担当を行っている。

このクラスを単位として多くの必修科目が展開されていることもあり、クラス内の学生間の親交が図られるとともに、懇親会等の機会を通じて教員と学生の交流を密にしながら学生が教員に学習・生活面の問題について相談し易い環境を作り出すよう努めている。また、「クラス面談」を始めとする学生の相談の内容は、クラス担任を通して教授会に報告され、教員間の共通の認識となるようにしている。

エ オフィスアワーについて

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンス時に、各教員ごとに、曜日・時間・開催場所及びメールアドレスを記載して配付している。オフィスアワーにおいては、学習内容に限らず個々の学習環境についても質問を受けるため、相談者同士が接することがないように、電子メール等による予約制を基本として秘密保持に配慮している。

オフィスアワーは、通常専任教員研究室で行われている。本法科大学院ではこのオフィスアワーを想定して本学その他研究室よりも広い面積を確保している。

オ 学習支援体制について

⁶¹ [資料16] 平成29年度入学予定者説明会について（案内）

2012 年度以降は、アカデミックアドバイザー制度を導入し、本法科大学院を修了した 2 名の弁護士が定期的（週に各 1 回ずつ担当）に、学生の支援に当たっている。なお、2 名中の 1 名は後述の在学生支援プログラムの実務家講師を兼務しており、学習進捗度の十分な把握に基づく適切な助言が可能となっている。

法学既修者・法学未修者ともに、入学前の段階において導入授業⁶²（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法）を実施して、入学後に直ちに始まる講義に備えた学習支援をしている。

さらに、本法科大学院では、授業支援を目的として、本法科大学院を修了した実務家講師による在学生支援プログラムを展開している。

本プログラムでは、法律基本科目について授業担当教員と実務家講師が共同でカリキュラムの内容を決定し、実務家講師が個々の学生の到達度を確認しながら演習を行っている。この演習は授業担当教員による講義と連動しており、また実務家講師は授業担当教員に対して実施状況や学生の到達レベルを報告している。このプログラムを実施することによって、授業担当教員と実務家講師双方が学生の達成度を確認することができるようになっている。本プログラムの実施により、授業担当教員による講義においては、受講している学生の実力に合った内容に随時修正を加えながら実施することが可能となり、一方、実務家講師による支援プログラムにおいては、講義における理解度の低い部分を重点的に補うことが可能となり、両者を通じて学生の基礎的知識の修得と基本的概念の理解を徹底することが可能となっている。

また、毎年の本法科大学院司法試験合格者全員に執筆依頼して、冊子形式の『司法試験合格体験記』を発行して、在学生に配付している。

（2）学生への周知等

導入授業や入学予定者説明会等の案内については、極力入試の合格通知に同封し周知に努めている。オフィスアワー、アカデミックアドバイザー制度及び在学生支援プログラムについての案内は、例年 4 月に実施されるガイダンス時に配布している。

活用状況として、特に在学生支援プログラムについては、基礎的知識の理解を深めるものとして周知が進んでおり、約 7 割程度の学生に利用されている。

（3）問題点及び改善状況

学生から、特に問題点を指摘されることや改善要求をされている事項はない。学生が自主的にアドバイスを求める場合や質問をしてきた場合に、都度回答するとともに、前期・後期各一度、学生全員と個々に、クラス面談を実施しているので、十分に学生からの要望を聞く機会は設けられている。

⁶² [資料17] 平成29年度入学予定者対象の導入授業のお知らせ

(4) 特に力を入れている取り組み

各科目担当教員と実務家講師とが連携し、各学生の勉学状況に関する情報を相互に共有することによって、有機的な学習支援体制を敷いている。

また、本法科大学院教員と事務課スタッフの間で、年4回程度在学生支援プログラム全体についての打ち合わせを行っており、プログラム実施方針に基づき、教員、実務家講師、事務スタッフ間で共通の認識の下、学生指導に当たれるよう、弁護士資格を有した事務職員が橋渡し役を担い、情報の共有を図っている。

(5) その他

クラス担任による個別面談の他にも、実務家教員による個別面談（主に学習面を中心とした面談）も実施し、研究者教員及び実務家教員双方から学生に対する学習支援を行っている。

在学生支援プログラムの一環として模擬裁判担当教員と実務家講師の指導により、夏期休暇中、主に1，2年次を対象として、希望者に対し模擬裁判を体験させており、初学者にとって理解が難しいと言われている民事訴訟法・刑事訴訟法の基本的な理解が進むように工夫している。

2 点検・評価

オフィスアワー、クラス面談、アカデミックアドバイザー等を通して学生からの質問を受ける機会が適切に確保されており、周知も十分になされている。また、寄せられた相談に対応するための体制も整えられている。

3 自己評価

A

[理由] アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

4 改善計画

特になし。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、2004年5月26日開催の法科大学院教務委員会で、「法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ」を行い、その直後の教授会で承認を得ている。この申し合わせは、必要に応じて法科大学院教務委員会で改正の審議を行い、その都度教授会の承認を得ており、現在では次のとおりとなっている。

- ・「優れた成績」であると認められるものについては、その内容に応じて、B評価(84～80点, GP3.00)以上とする。「抜群に優れた成績」には最高評価であるA評価(100～90点, GP4.00)を付し、「特に優れた成績」についてはB+評価(89～85点, GP3.50)とする。
- ・「妥当と認められる成績」については、その内容に応じて、C評価(74～70点, GP2.00)以上とする。ただし、その上限はC+評価(79～75点, GP2.50, 「良好な水準に達していると認められる成績」)とする。
- ・「合格と認められるが最低限度の成績」については、その内容に応じて、D評価(64～60点, GP1.00)以上とする。ただし、その上限はD+評価(69～65点, GP1.50, 「一応の水準に達していると認められる成績」)とする。上記のもの以外については、不合格と認め「到達目標に達していない成績」とし、F評価(59点以下, GP0.00)とする⁶³。

この内容については、各教員に対して、授業が始まる前の段階で、「授業・試験等についてのお知らせ」を配布して伝えている⁶⁴。また、定期試験の出題依頼の際には、「法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ」を⁶⁵、採点依頼の際に「採点について(依頼)」、「厳格な成績評価についてのお願い」⁶⁶をそれぞれ配布して、あらかじめ学生に明示した「授業の目的と到達目標」を基準に採点するように依頼している。これによって、各教員が最低限の目標に到達したと評価した学生に対して、単位を付与することとしている。

⁶³ 2017年度法科大学院要項 29頁

⁶⁴ [資料18] 平成29年度授業・試験等についてのお知らせ

⁶⁵ [資料19] 法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ

⁶⁶ [資料20] 採点について(依頼), 厳格な成績評価についてのお願い

イ 成績評価の考慮要素

各授業科目共通のフォーマットを使用したシラバスには、その冒頭に＜授業の目的と到達目標＞を明示し、それを踏まえた＜成績評価方法＞では、到達目標を基準とした成績評価方法を設定している。

授業科目ごとに、①毎回の授業時間における予習内容や質疑応答を含む平常点、②講義期間中のレポート等の課題、③試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）等の配点の割合も明記している。

従前は、出席のみを評価の対象としていたこともあったが、学生が授業に出席するのは当然のことであり、これを改めて授業時間における予習内容等を評価対象とした。このことから、成績評価に当たっては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。他方、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価している。①乃至③の評価を行うことで、各科目に応じて、設定された到達点に達しているかを評価することとした。期末試験の実施にあたっては、原則として2週間の試験期間を設け、各科目120分の試験時間を取り、実施方法等も事前に学生全員に明確に告知⁶⁷した上で、厳格に筆記試験を実施している。学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人1日2科目以下の受験となるように配慮している。

なお、法律実務基礎科目のうち模擬裁判、クリニック、ロイヤリング、及びエクスターンシップについては、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している⁶⁸。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分については、アで述べたとおりである。成績評価は、各授業担当教員により事前にシラバスで明示された＜授業の目的と到達目標＞及び＜成績評価方法＞に基づく絶対評価で行われており、学生の能力・資質を正確に反映するよう客観的かつ厳格に行われている。

なお、従前は絶対評価を基本としながらも評価ごとに目安として得点分布（A評価：5%以下等）を設定していたが、在籍者の減少により、各授業科目の履修者数が減少し、目安に合わせた評価を行うと逆に厳格な評価にならない状況が表出してきたことから撤廃した。

エ 再試験

単位未修得者への再試験は実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

⁶⁷ 「法科大学院 前期試験実施要領」を掲示して告知

⁶⁸ 2017年度法科大学院要項 175頁から182頁

各科目について、シラバスに成績評価方法を記載している。

(2) 成績評価基準の開示

開示内容、開示方法・媒体、開示の時期については、入学時のオリエンテーションガイダンスで「法科大学院要項」を配布して、評価の内容、具体的評価方法等を開示周知している。また、この内容は毎年各期の授業開始前に開催される「履修ガイダンス」でも、改めて説明をして学生の理解を得ている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

成績評価に当たっては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価している。複数の教員で担当するいわゆるオムニバス授業にあっては、各教員が担当部分の採点が終了した後に、その評価について相互に内容を確認して、全体的評価の打合せをして、最終的評価を行っている。

試験問題出題時には、シラバスに明記されている配点の割合を基に、各科目で事前に設定・明示された到達目標を基準として成績評価を行うこととし、試験問題についてその趣旨に沿って出題を依頼している⁶⁹。

試験答案は学籍番号、氏名がわからないように綴ることにより、採点時の匿名性を担保している。

また、試験終了後には、学生に対して、試験問題について解説等を行う機会を設けるとともに、各教員が試験結果の講評、解答例を配布するなどして到達点を具体的に開示している。そして、学生には答案を示しながら、今後の学習方法について指導するなどしている。

成績評価方法に変更が生じた場合には、各教員から変更を学生に周知することとしている⁷⁰。

なお、法律実務基礎科目のうち模擬裁判クリニックロイヤリング及びエクスターンシップについては、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している。

全科目の成績分布表を授業担当の全教員に配布するとともに、教授会においても配布を行い検討がなされている。

イ 成績評価の厳格性の検証

前期、後期成績評価終了後、教授会において各科目の成績分布一覧表が

⁶⁹ [資料21] 平成29年度 法科大学院 前期試験問題出題について（依頼）

⁷⁰ [資料18] 平成29年度授業・試験等についてのお知らせ

配布され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で質疑応答がなされている。また、前期・後期の成績評価終了後、6－1－1で述べた自己点検シートの作成の際、専任教員各自が、厳格な成績評価について自己点検している。このことは、進級及び修了の各認定の厳格さの一因となっている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

各科目については、「授業の目的と到達目標」がシラバスに記載されている。したがって、試験問題は到達目標に達したかを確認するものである。また、採点に当たっては、到達目標を基準とし厳格な成績評価の実施を文書により各教員に依頼している⁷¹。そのため、単位認定をされた者は、原則としてその科目で求められた法科大学院の学生が最低限度修得すべきとされている内容を修得したものと評価されたことになる。また、前述したとおり、前期、後期成績評価終了後、教授会において各科目の成績分布一覧表が配布され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で、質疑応答がなされ、前期・後期の成績評価終了後、各専任教員が、厳格な成績評価実施を、自己点検シート作成により確認している。このことが、単位認定及び進級基準であるGPAに反映され、進級判断が厳格に為される一因となっている。

なお、各教員は、試験終了後、出題の趣旨、配点、採点基準等について学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている⁷²。また、学生に対して答案を示しての講評を行う機会を設けており、より出題の意図が明確に伝えられるように工夫している。

エ 再試験等の実施

単位未修得者に対する再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

全教員が、各試験において、出題趣旨、採点基準等を開示し、講評を実施し、希望者に対しては、個別質問を受け付けている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

厳格な成績評価は、教授会において、各科目の成績分布一覧表に基づく質疑応答による第三者の目による評価、及び、教員各自の自己点検がなされ、実施され、このことが、単位認定や進級の基準となるGPAが厳しく判定される要因となっている。他方、特に、単位認定をするか否かについて、厳しく判定す

⁷¹ [資料22] 厳格な成績評価についてのお願ひ

⁷² [資料23] 試験結果の講評のフォーマット

る科目が、特定の科目に偏っている傾向がある。修了生の司法試験合格率（択一試験合格率・論文試験合格率）の結果から、より、全般的な科目において、単位認定を厳しくする必要がある。

3 自己評価

C

〔理由〕成績評価基準の内容又は事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達しており、成績評価が厳格に実施されている。

4 改善計画

可能な限り、当法科大学院修了生の短答式試験果及びの司法試験各科目の司法試験論文試験の結果等も分析して、個々の科目につき、本法科大学院で最低限履修すべき事項の内容、及び達成度の判断につき、より組織的に検証し、司法試験合格率に結びつく、厳格な成績評価を実施したい。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない、100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は、専修大学専門職大学院学則 46 条に規定されている。

ア 法学未修者について

本法科大学院では、3年以上在学し、修了要件単位表に従い106単位以上の単位を修得し、かつ通算 GPA が 1.50 以上であることを修了要件としている⁷³。進級要件については、各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し、各年度の終了時における通算の GPA が 1.50 以上であることとしている。1年次及び2年次においては、休学期間を除いて同一年次に2年を超えて留まることができないため、進級要件を2年連続して満たすことができなかった場合には、退学となる。なお、2014年度以前の修了要件及び進級要件については、「法科大学院要項」参照されたい⁷⁴。

イ 法学既修者について

2年以上在学し、修了要件単位表に従い70単位以上の単位を修得し、かつ通算 GPA が 1.50 以上であることを修了要件としている⁷⁵。進級要件については、各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し、各年度の終了時における通算の GPA が 1.50 以上であることとしている。また、2年次においては、休学期間を除いて、同一年次に2年を超えて留まることができないため、進級要件を2年連続して満たすことができなかった場合には、退学となる。なお、2014年度以前の修了要件及び進級

⁷³ 2017年度法科大学院要項 11頁

⁷⁴ 2017年度法科大学院要項 13頁、15頁

⁷⁵ 2017年度法科大学院要項 12頁

要件については、「法科大学院要項」参照されたい⁷⁶。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定は教授会の決議事項となっており、修了判定対象学生それぞれの修了要件充足状況を確認する資料を基に審議資料を作成し、当該資料を元に教授会決議を行っている。修了決定後、掲示により修了発表を行い、ただちに成績通知書を配布することで修了要件充足状況を本人にも確認をさせている。

(3) 修了認定基準の開示

入学時のオリエンテーションガイダンスで「法科大学院要項」を配布している。また、その後毎年前期・後期授業開始前に開催される履修ガイダンスにおいても周知している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2016年度は、修了判定対象者24名中12名が修了した。未修の修了者6名⁷⁷のうち、修得単位数が最も多かった者は102単位であり、最も少なかった者は100単位である。平均は100.8単位であった。

既修の修了者6名⁷⁸のうち、修得単位数が最も多かった者は72単位であり、最も少なかった者は70単位である。平均は71.7単位であった。未修了となった12名はいずれも修了要件単位未修得者である。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

各科目における授業の目的と到達目標を基準に厳格な評価を行うことが単位付与の方針としているため、それらの単位の積み上げにより、修了認定をおこなっている。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了生の司法試験合格率（択一試験合格率・論文試験合格率）の結果から、修了認定の厳格さが不十分であると言わざるを得ない。個々の成績評価の積み上げで修了認定をしていることから、一部の科目に偏ることなく、より全般的に、個々の科目において、成績評価・単位認定を厳しくする必要がある。

⁷⁶ 2017年度法科大学院要項 13頁から18頁

⁷⁷ 2013, 2014年度入学者

⁷⁸ 2014, 2015年度入学者

3 自己評価

C

〔理由〕修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示が，いずれも法科大学院に必要とされる水準に達しており，修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

8－1で記述したとおり，教務委員会及び教授会で協議し，厳格な成績評価，特に単位認定を厳しくする方策を講じたい。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

現在、成績評価に対する異議申立手続については特に明文の学内規定を設けていないが、次のような対応を行っている。

(ア) オフィスアワー等

授業科目の成績評価について質問や相談がある場合は、各授業科目担当者がオフィスアワーで受け付けている。ただし、兼任教員などでオフィスアワーを設定していない担当者の科目については、法科大学院事務課窓口に応じることとしている。

(イ) 教務委員会への申し出

(ア) の手続によっても成績結果に納得がいかない場合やシラバスに明示されたとおりの方法で評価が行われていないなどの不満がある場合は、教務委員会に検討を求めることができる。それを受けて、教務委員会が検討し適切な是正を求めうるものとしている。

しかしながら、各授業担当教員が各自の答案に基づいた添削指導を行うこと等を通じて、学生が評価内容の詳細を確認することができることもあり、現在までに教務委員会として対応した案件はない。

(ウ) 答案講評等

定期試験実施科目においては、試験結果の講評を作成し、出題趣旨、配点、採点基準を明らかにしている。試験結果の講評は、法科大学院事務課において配布している。また、試験に対する講評又は個別指導を行っている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

「法科大学院要項」への記載し、毎年学生に配布している⁷⁹。また、学生からの相談については法科大学院事務課が窓口となり対応している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

現在、修了評価に対する異議申立手続については特に明文の学内規定を設けていないが、次のような対応を行っている。

修了に関する成績評価に過誤に対しては、教務委員会において検討を行ったうえで、教授会において協議、決定を行うこととしている。

⁷⁹ 2017年度法科大学院要項 30頁

イ 異議申立手続の学生への周知 等

単位積み上げ方式を採用しているため、成績評価に対する意義と同様である。

(3) 特に力を入れている取り組み

各科目について試験終了後、担当教員が出題趣旨、配点、採点基準等を開示し、それに基づき講評又は個別指導を行うことにより、学生に対して成績評価が行われた過程が明らかとなり、異議に至る前に自ら納得できようとしている。また、異議を申し立てる場合にも採点基準等を明確にしていることにより、申立理由を明らかにしやすくしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

制度の趣旨は、学生に周知されて、徹底している。ただし、実際に異議申立がないのは、教員の評価が適切・適正であり意義申立の理由がないからと理解できるが、学生が異議申立をしても認められないというような萎縮的効果が生じないように、今後も適正な運用を心がけていく。

3 自己評定

A

[理由] 成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、教育理念として、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。この議論による問題解決能力は、法廷弁論における弁護士の訴訟活動等に求められることが顕著であり、その他法曹の幅広い活動においても、まず第1に求められるものであるが、日弁連法務研究財団が示す、2つのマインド（法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理）を当然の前提とし、7つのスキル（問題解決能力、法的知識—基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）とほぼ一致するものと考えている。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

上記マインド・スキル（議論による問題解決能力）については、本法科大学院設立後の自己点検・評価委員会及び教授会で教育理念が検討され、入試制度、カリキュラム編成、授業内容・方法は、いずれも、この教育理念を基に組み立てられている。なお、2017年3月に、教授会において議論し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを作成したが、教育理念等については従前の方針を貫くことを確認している。

（ウ）科目への展開

前述したとおり、本法科大学院の教育理念における議論による問題

解決能力の修得は、日弁連法務研究財団の示す2つのマインドを当然の前提とし、7つのスキルとほぼ一致するものである。以下、日弁連法務財団の基準に従って説明する。

a 2つのマインド

① 法曹としての使命・責任の自覚

本法科大学院は、具体的に、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指し、このことは、「入学ガイド」や入試説明会等で繰り返し説明している。また、個々の授業も、責任ある法曹としての活動が使命であることを前提に実施されている。

② 法曹倫理

5－3科目構成(3)＜法曹倫理の開設＞で述べたとおり、3年次前期に、必修科目として配置し、裁判官、検察官及び弁護士に関わる倫理を修得させている。

b 7つのスキル

① 問題解決能力

具体的には、以下の②～⑦のとおりである。また、1－1法曹像の周知で述べたとおり、本法科大学院では、未知の問題の解決能力の修得をも意識して、問題解決能力の修得を掲げている（「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である）。

② 法的知識－基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査

5－2科目構成(2)＜科目の体系性＞に記載したとおり、1年次に法律学の最も基礎的な知識及び理論を教育する科目を配置し、2年次以降に、展開・先端科目を配した。法情報調査については、法律実務基礎科目の選択科目として、1、2年次に配置したが、ガイダンスにおいて、教務委員長が履修するよう強く指導している。

③ 事実調査・事実認定能力

民事事件における事実認定については、民事実務演習の授業で元裁判官が、事実認定論を担当している。その他、民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）、民事実務演習、要件事実及び民事法文書作成等において、実務家教員が事実認定の基本的仕組みを学生に理解させている。刑事事件の事実認定についても、刑事実務演習、刑事法文書作成等において、実務家教員が、証拠能力、証拠力、証拠評価等について、学生に理解させている。

④ 法的分析・推論能力

1年次の法律基本科目においても勿論意識しているが、特に、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目において、課題についての授業における質疑応答、起案及びその講評を通じて、学生に修得させている。

⑤ 創造的・批判的検討能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案により養成している。また、判例のない未知の問題への解答、あるいは一方の当事者側の立場からの立論を求めるなどの工夫をしている。

⑥ 法的議論・表現・説得能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案、及び法律実務基礎科目の選択必修科目であるクリニック、ロイヤリング及びエクスターンシップで養成している。

⑦ コミュニケーション能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、法律実務基礎科目の模擬裁判等により、養成している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

「法科大学院要項」に、＜授業の目的と到達目標＞で記載した内容である。科目によって、上記7つのスキル獲得の重点が異なるが、1年次の法律基本科目では、法的知識、法的分析・推論能力が主となり、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目においては、それに、事実調査・事実認定能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力が追加されることになる。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

設立当初より、最低限修得すべき内容の設定につき議論が続けられてきたが、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が公表された以降、それを元に、各科目の到達目標を設定することが、教授会で確認された。しかし、到達目標とされた事項につき網羅的に、授業で実施することは困難であり、学生の自学自修が求められることは当然である。シラバスでは、＜授業の目的と到達目標＞でその内容を明らかにした。設定した内容の適切性、学生の達成度については、毎年、全専任教員に点検を求めている。

(ウ) 科目への展開

上記（ア）で述べたとおりである。なお、本年3月に教授会で作成したディプロマ・ポリシーに記載したとおり、共通言語である「法律学の基礎理論」を、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に適用し展開・発展させる能力の獲得が、全体としての到達目標である。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

入学者選抜においては、本法科大学院が本年3月に作成したアドミッション・ポリシーのとおり、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材か否かを判定することとしている（法学既修者入学選抜においては、これに厳格な既修認定が加わる）。また、カリキュラム編成においては、本法科大学院のカリキュラム・ポリシーのとおり、1年次に、法律基本科目（憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法）につき、その議論の前提となる共通言語（基礎理論）を徹底的に修得させ、2年次に、その基礎理論の具体的事例への適用、3年次に、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に即して議論を展開・発展させる能力を修得できるような講義内容とした。成績評価・修了認定においては、科目ごとに謳った＜授業の目的と到達目標＞を基準に判定することとした。また、その目的のため、少人数のクラス編成、研究者教員及び実務家教員の適切な配置、実務との接触を図る授業の展開及び多様な展開・先端科目を配置した。また、学生の自学自修を図るため、学生各自にキャレルを与え、また、法情報を容易に取得できるよう法科大学院棟に図書館を設け、また、資料収集・検索のためのパソコン、コピー機を同図書館に設置した。

なお、法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加措置（5－5履修（2）＜履修登録の上限＞1（2）参照）を導入した。

(3) 特に力を入れている取り組み

人的構成の充実さを継続させること、及び、授業内容・方法につき、必要があれば、教授会、あるいはプロジェクトチームを編成のうえ検討し、その結果を反映させるようにしている。また、経済的な理由で法曹への道を断念せざるを得ない者に対して、奨学生制度による経済的支援を行い、本法科大学院での履修が可能になるようにしている。

(4) その他

学生の授業内容理解を助けるため、本法科大学院修了の弁護士が担当者となる、アカデミックアドバイザー及び在学生（法学未修者・法学既修者）支援プログラムの制度を設けた。

2 点検・評価

授業内容・方法については、各教員が検証し、より効果的な内容・方法を実施するよう努力している。また、学生に対する学習支援は、学生からの要望もできるだけ受け入れて実施している。

しかしながら、過去5年間、修了生の司法試験合格率が、全国平均2分の1以下となっている。これについては、各教員が、授業で実施しない項目についての学習方法の指導をより綿密にすること、及び、より厳格な成績評価を実施することが求められる。

3 自己評定

B

〔理由〕法曹養成教育への取り組みが、良好に機能している。

4 改善計画

司法試験の結果を踏まえて、教務委員会及び教授会で、議論し、各教員が、授業で実施しない項目についての学習方法の指導をより綿密にすること、及び、より厳格な成績評価を実施すること、その他、改善策を決定し実施したい。